

令和6年度第4回袖ヶ浦市文化財審議会

1 開催日 令和7年2月13日（木） 13:30～14:40

2 開催場所 袖ヶ浦市役所北庁舎3階災害対策室

3 出席委員

副会長	成田 篤彦	委 員	濱名 徳順
委 員	高橋 克	委 員	實形 裕介

（欠席委員）

会 長	山田 常雄	委 員	野尻 孝明
委 員	笹生 衛		

4 出席職員

教育長	鴫田 道雄	主 査	前田 雅之
生涯学習課長	重田 克己	副主査	石井 祐樹
班 長	田中 大介		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人
傍聴人数	0 人

6 議題

- （1）永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群の指定について（諮問）
- （2）光福寺の仏像の指定について
- （3）令和7年度文化財保護事業（案）について
- （4）令和7年度文化財審議会の日程調整について

7 報告

- （1）山野貝塚整備基本設計について
- （2）令和6年度山野貝塚講演会の実施結果について

- (3) 令和6年度指定文化財特別公開「飽富神社にまつわる刀、古文書、東照宮と千手観音」の実施について

8 議事等

議題(1) 永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群の指定について(諮問)

事務局：資料に沿って説明

教育長から成田副会長に諮問文を提出

成田副委員長：確かに受け取った。次回会議で答申をしたい。

議題(2) 光福寺の仏像の指定について

事務局：千手観音菩薩立像について資料に沿って説明

実形委員：資料16 ページ上から12行目、1859(文政6)年とあるが、文政ではなく安政である。また参考資料の2行目、「袖ヶ浦市資料目録」の「資」は「史」である。

成田副委員長：事務局で対応願いたい。

高橋委員：資料16 ページ指定理由の6行目に「当国に勢力を張った」とあるが、突然「当国」が出てくる。説明するのであれば、上総氏が支配していた地域を全部書くのか、もしくは袖ヶ浦地域とするか。また、武士団の造像も直接的な表現である。武士団が造ったのではなく、武士団が造らせたのであれば、武士団により造られたとか、武士団の依頼により造られたという表現の方がよいのではないか。

濱名委員：当国という言葉は上総国という意味合いで使った。上総氏の勢力はほぼ上総全体に及ぶので、当国という言い方をした。突然当国という言い方は良くない。造像という文言については、美術史では比較的このような言い方をする。誰が発願して造った場合でもこのような言い方をしている。上総氏武士団発願の仏像であるという表現がよいと思われる。

高橋委員：後補の部分を明確に書いた方がよい。

濱名委員：調書には記載している。

事務局：調書を確認して修正する。

成田副委員長：妙見菩薩立像について説明をお願いします。

事務局：妙見菩薩立像について資料に沿って説明

實形委員：先ほどと同様に参考資料の「袖ヶ浦市資料目録」の「資」を「史」に修正してもらいたい。

濱名委員：資料 17 ページ概要の最初のところで腹帯と腰帯が混在している。腹帯に統一した方がよい。また、17 ページの下から 3 行目に「横田氏など千葉氏化した上総氏系」とあるが、「上総氏系武士団」と「武士団」を追記した方がよい。18 ページ指定理由の 2 行目の胸部は脚部の誤りである。

成田副委員長：今後のスケジュールはどうなるのか。

事務局：本日ご指摘いただいた箇所を修正し、濱名委員とも調整させていただいた上で、再度委員の皆様にもご確認いただき、次年度第 1 回の審議会で諮問させていただく。第 2 回の審議会で答申いただき、夏頃に指定させていただく予定である。

成田副委員長：次回の会議までに修正案が示されるとのことなので、委員のみなさんには確認をお願いしたい。

議題（3）令和 7 年度文化財保護事業（案）について

事務局：資料に沿って説明

高橋委員：2 番の総合的な文化財の保存・活用事業に関わってくると思うが、担当課の職員は日常業務として行っているかと思うが、指定後の文化財の状況を定期的にみていく必要がある。それと同時に、指定に向けての調査、例えば委員一人につき一件程度調査してもらうなど、今後の文化財保護に向けた活動が必要と考える。県では県の委員が年に何箇所か県内の文化財を回っている。それに県の担当職員や視察市町村の職員が帯同することにより、文化財の現状がよくわかる。指定時より状態が悪くなり修理が必要なものがわかってくる。それが予算立てにも役立ってくる。文化財を気にしているというポーズにもなる。指定前の調査と指定後の定期的な確認を行っていく必要があると思うので考えてもらいたい。

事務局：現在、各市町村で文化財の取扱いを定めた文化財保存活用地域計画を策定している。この中でこれまで指定してきた文化財の状況や修理の順番などを検討している。また、指定した文化財に対しては補助金を交付しているが、そ

れ以外は何か問題があったときに訪れるくらいである。高橋委員にご指摘いただいたように、定期的な確認が必要と考える。

議題（４）令和７年度文化財審議会の日程調整について

事務局：資料沿って説明

濱名委員：審議会の内容案について、第１回で光福寺の仏像の諮問があるが、諮問前に現地で実物の実見を考えているのか。他の委員にも状態を確認してもらった方がよいのではないか。

事務局：調書でしか見ていないので、実物をご覧いただく機会を設定したい。光福寺にも確認してみる。

高橋委員：審議会当日の会議終了後に視察に行けるのではないか。

成田副委員長：審議会より前の日程か当日のどちらにするのか。

事務局：何度もいらしていただくのは大変なので、審議会当日に視察できるよう調整する。

報告（１）山野貝塚整備基本設計について

事務局：資料に沿って説明。

高橋委員：次年度公有地化する予定はどこか。

事務局：図面を使って公有地化予定箇所を説明。

高橋委員：樹木は何を植える予定なのか。

事務局：縄文時代の環境を復元するために、史跡北西側の開けたところに、目隠しを兼ねて樹木を植栽する計画である。植栽する樹木については、今年度実施したボーリング調査や発掘調査で検出された炭化物などから検討したい。

報告（２）令和６年度山野貝塚講演会の実施結果について

事務局：資料に沿って説明。

質疑等なし

報告（３）令和６年度指定文化財特別公開「飽富神社にまつわる刀、古文書、東照宮と千手観音」の実施について

事務局：資料に沿って説明。

実形委員：資料 28 ページで東照宮の再建が文久 3 年とあるが、元治元年の誤りなので、
訂正をお願いしたい。

事務局：訂正する。

以上

令和6年度 第4回袖ヶ浦市文化財審議会資料

目 次

指定文化財及び市文化財審議会にかかる根拠法令	P 1
第 2 5 期袖ヶ浦市文化財審議会委員名簿	P 3
袖ヶ浦市文化財指定基準	P 5

議 題

- (1) 永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群の指定について
(諮問) P 9
- (2) 光福寺の仏像の指定について P 13
- (3) 令和 7 年度文化財保護事業 (案) について P 19
- (4) 令和 7 年度文化財審議会の日程調整について P 21

報 告

- (1) 山野貝塚整備基本設計について P 23
- (2) 令和 6 年度山野貝塚講演会の実施結果について P 25
- (3) 令和 6 年度指定文化財特別公開「飽富神社にまつわる刀、古文書、
東照宮と千手観音」の実施について P 27

別冊資料 1 永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群の指定について

別冊資料 2 光福寺の仏像の指定について

別冊資料 3 令和 6 年度山野貝塚整備基本設計 (案)

指定文化財及び市文化財審議会にかかる根拠法令

袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例より抜粋

第2章 市指定文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち重要なものを袖ヶ浦市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者、保持者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により指定をするときは、教育委員会はあらかじめ第24条の規定により設置する袖ヶ浦市文化財審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに当該文化財の所有者等に通知して行う。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定により指定をしたときは、教育委員会は、当該指定文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

第4章 市文化財審議会

(設置)

第24条 文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し及びこれらに必要な調査研究を行うため袖ヶ浦市文化財審議会を置く。

(定数及び委嘱)

第25条 審議会は、非常勤の委員7名で組織し、文化財に関する学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第26条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 2 5 期 袖ヶ浦市文化財審議会委員名簿

氏 名	担当分野	備考
さそう まもる 笹生 衛	有 形 記念物	再 任 6 期目
じつかた ゆうすけ 實形 裕介	有 形	初 任
たかはし まさる 高橋 克	民 俗	再 任 9 期目
なりた あつひこ 成田 篤彦 (副会長)	記念物	再 任 9 期目
のじり たかあき 野尻 孝明	有 形	初 任
はまな とくじゅん 濱名 徳順	有 形	再 任 2 期目
やまだ つねお 山田 常雄 (会 長)	有 形 記念物	再 任 21 期目

任期 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

袖ヶ浦市文化財指定基準

この基準は、袖ヶ浦市教育委員会が袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例（昭和51年9月30日条例第37号）第4条に規定する袖ヶ浦市指定文化財（以下「指定文化財」という）を指定するにあたり、袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例施行規則（昭和50年3月28日教育委員会規則第3号）第3条の規定による基本的事項を定めるものである。

- 1 「指定文化財」には、市の区域内に存する文化財のうち、歴史上・学術上、又は文化史上重要なもの、あるいは地域の歴史や文化・自然を知るうえで意義あるものを指定する。
- 2 各分野において指定すべき文化財の種別及び指定基準は、別表のとおりとする。
- 3 別表による規定が無い文化財については、袖ヶ浦市文化財審議会（以下「審議会」という）において、指定の必要性について審議する。
- 4 渡来品、又は移入及び移築された文化財については、審議会において、指定の必要性について審議する。
- 5 本基準に定めのない事項については、国及び千葉県の指定基準を参考とする。

別表

種 別		指 定 基 準
有形文化財	建造物	建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の(1)から(5)のいずれかに該当するもの。
		(1) 意匠的に優秀なもの
		(2) 技術的に優秀なもの
		(3) 歴史的価値の高いもの
		(4) 学術的価値の高いもの
		(5) 流派的又は地獄的特色が顕著なもの
	絵画及び彫刻	次の(1)から(4)のいずれかに該当するもの。
		(1) 各時代の遺品のうち製作が優秀であるもの
		(2) 絵画又は彫刻史上意義のある資料となるもの
		(3) 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
		(4) 流派的又は地方的特色が顕著なもの
	工芸品	次の(1)から(4)のいずれかに該当するもの。
		(1) 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの
		(2) 工芸史上又は文化史上貴重なもの
		(3) 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
		(4) 流派的又は地獄的特色があるもの
	書跡及び典籍類	次の(1)から(5)のいずれかに該当するもの
		(1) 書跡類のうち書道史上又は文化史上貴重なもの
		(2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で、文化史上貴重なもの
		(3) 典籍類のうち版本類（版木を含む。）は、印刷史上意義のある資料で文化史上貴重なもの
		(4) 書跡類、典籍類で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し学術的価値が高いもの
		(5) 書跡類、典籍類で流派的又は地獄的特色があるもの
	古文書類	次の(1)から(5)までのいずれかに該当するもの
		(1) 歴史上重要と認められるもの
		(2) 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本類で文化史上貴重なもの
		(3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
		(4) 古文書類、日記、記録類等で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値が高いもの
		(5) 近世及び近代の古文書類、日記、記録等で、地獄的又は学術的価値の高いもの
	考古資料	次の(1)から(2)のいずれかに該当するもの。
		(1) 各時代の遺物で、地獄的又は学術的価値が高いもの
		(2) 本市の歴史上、重要と認められるもの

有形文化財	歴史資料	次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの。
		(1) 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における事象に関する遺品のうち、地域的又は学術的価値の高いもの
		(2) 歴史上の人物に関する遺品のうち、地域的又は学術的価値の高いもの
		(3) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、地域的又は学術的価値の高いもの
無形文化財	芸能	1. 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの
		(1) 芸術上価値の高いもの
		(2) 芸能史上重要な地位を占めるもの
		(3) 流派的又は地域的に特色あるもの
		(4) (1)から(3)に掲げる芸能の成立又は構成上、重要な要素をなす技法で優秀なもの
	工芸技術	2. 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの
		(1) 芸術上価値の高いもの
		(2) 工芸史上重要な地位を占めるもの
		(3) 地域的特色が顕著なもの
	芸能関係	1. 無形文化財保持者の認定基準は、次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの。
		(1) 「市指定無形文化財」に指定される芸能又は芸能の技法（以下「芸能又は技法」という）を高度に体现できる者
		(2) 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
		(3) 二人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体现している場合において、これらの者が構成している団体の構成員
		2. 保持団体の認定基準は、芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体
	工芸技術関係	1. 工芸技術保持者の認定基準は、次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの。
		(1) 「市指定無形文化財」に指定される工芸技術（以下「工芸技術」という）を高度に体得している者
		(2) 工芸技術を正しく体得し、かつこれに精通している者
		(3) 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員
		2. 工芸技術保持団体は、工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体
民俗文化財	有形民俗文化財	次の(1)から(2)までのいずれかに該当するもの。
		(1) その形様、製作技法、用法等において、市域の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの及び生活の推移を理解するうえで重要なもので、次の①から⑩に用いられるもの。①衣食住 ②生産、生業 ③交通、運輸、通信 ④交易 ⑤社会生活 ⑥信仰 ⑦民俗知識 ⑧民俗芸能、娯楽、遊戯 ⑨人の一生 ⑩年中行事

民俗文化財		(2) (1)の収集で、その目的や内容等が、歴史的変遷、時代的変遷、地域的変遷、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもので重要なもの。				
	無形民俗文化財	1. 風俗習慣は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、重要なもの。 (1) 由来、内容等において地域住民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの (2) 年中行事、祭礼、法会等のなかで行われる行事で、芸能の基盤をなすもの (3) 地域により守り伝えられてきたもの				
		2. 民俗芸能は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、重要なもの。 (1) 芸能の発生又は成立を示すもの (2) 芸能の変遷の過程を示すもの (3) 地域的特色を示すもの				
		3. 民俗技術は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、重要なもの。 (1) 技術の発生又は成立を示すもの (2) 技術の変遷の過程を示すもの (3) 地域的特色を示すもの				
		記念物	史跡	次の(1)から(3)のいずれかに該当し、重要なもの。 (1) 遺跡の規模、遺構、出土遺物等が歴史上又は学術的価値の高いもの (2) 各時代を代表する遺跡 (3) その他遺跡・墳墓・碑・地域の類で、歴史上又は学術上価値の高いもの		
				名勝	次の(1)から(2)のいずれかに該当し、重要なもの。 (1) 自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所あるいは学術的価値の高いもの (2) 人文的なものにおいては、芸術的若しくは学術的価値の高いもの	
					天然記念物	1. 動物は、次の(1)から(5)のいずれかに該当し、重要なもの。 (1) 著名な動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地 (2) 自然環境における特有な動物又は動物群集 (3) 分布に特異性が著しいもの及びその棲息地 (4) 個体数の減少が著しく絶滅のおそれがあるもの及びその棲息地 (5) 貴重な動物の標本
						2. 植物は、次の(1)から(8)のいずれかに該当し、学術上及び地域にとって重要なもの。 (1) 名木、巨木、老樹、栽培植物の原木、並木及び社叢 (2) 稀有な森林植物相 (3) 原野植物群落地域 (4) 海岸及び砂地植物群落地域 (5) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの (6) 池泉、湖沼、河川等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域 (7) 稀有又は絶滅の恐れがある植物及びその自生地 (8) 貴重な植物等の標本
			3. 地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。)は、次の(1)から(4)のいずれかに該当し、重要なもの。 (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態 (2) 断層、地層の整合、不整合、褶曲等地殻変動に関する現象 (3) 風化及び浸食に関する現象 (4) 貴重な岩石、鉱物及び化石の標本			
			4. 保護すべき指定天然記念物に富んだ代表的な一定区域で、芸術上又は観賞上価値の高い名勝地並びに動物(棲息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で、重要なもの。			

この基準は、平成23年9月1日から施行し、同日以降になされる文化財の指定の手續に適用する。

議題（１）永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群の指定について（諮問）

令和６年１１月７日に開催しました令和６年度第３回文化財審議会において、永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群の指定に係る諮問調書（案）についてご審議いただきました。

その際ご指摘いただいた内容を修正いたしましたので、別紙のとおり諮問させていただきます。

○今後の指定スケジュール

令和７年５月

６月

答申（令和７年度第１回文化財審議会）

教育委員会定例会

告示

指定文化財候補調書（案）

- 1 名 称 ながよしだいせいせきぐんしゅつど こだい も じ しんこうかんれんしりょうぐん
永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群
- 2 員 数 158 点
- 3 種 別 有形文化財（考古資料）
- 4 所在地 袖ヶ浦市下新田 1133（袖ヶ浦市郷土博物館）
- 5 所有者 袖ヶ浦市
- 6 時 代 奈良・平安時代（8 世紀後半～10 世紀末）
- 7 分類等 文字資料：93 点
（種別）（墨書土器 82 点、ヘラ書土器 10 点、土製印章 1 点）
文字関連資料：16 点
（硯 11 点、銚子 4 点、水滴 1 点）
信仰関連資料：49 点
（灯明皿等 36 点、瓦塔 2 点、香炉蓋 2 点、薬壺 1 点、鉢等 5 点、
温石 1 点、土馬 2 点）

8 概要

永吉台遺跡群は小櫃川の支流である松川左岸の台地上標高 63～76m に所在する。遺跡周辺は開析により、舌状に張り出す 2 つの台地が形成され、小支谷を挟んで西側に遠寺原地区、東側に西寺原地区が位置する。

本遺跡群は昭和 57 年（1982）～昭和 59 年（1984）にかけて発掘調査が実施され、旧石器、縄文、奈良・平安、中・近世の遺構・遺物が発見された。特に奈良・平安時代の内容が豊富で、遠寺原地区においては 8 世紀後半から 10 世紀前半にかけての集落跡とともに、8 世紀末期～9 世紀の四面廂付建物（掘立柱建物・坪地形建物）を中心とした寺院とみられる建物跡が確認された。一方、西寺原地区は、9 世紀半ばから 10 世紀末にかけて営まれた集落跡であり、土器生産を示す遺構が確認された。また、両地区から多量の墨書土器や信仰に関わる遺物が出土した。

本資料は、当地域における文字の普及と識字層の存在を示すものであると

もに集落への仏教受容の実態を知るうえで重要な資料である。対象資料は、文字資料、文字関連資料、信仰関連資料に分類される。

文字資料としては、「寺」「佛」など仏教に関係する文字が書かれた墨書土器、ヘラ書土器のほか、「酒式升半浄浄稻五千」と多文字を記す墨書土器、「万徳(得)」など吉祥句を示す資料及び私印として使用されたとみられる土製印章を含む 93 点である。陶製・土製の印は全国的にみて出土例は少なく貴重な資料である。

文字関連資料としては、水滴や硯などの文房具、識字層（官人）の存在を示す鈐帯の丸鞆や巡方など 16 点である。

信仰関連資料としては、灯明皿、薬壺、香炉蓋、瓦塔、温石などの仏教関連遺物をはじめ、祭祀具とみられる土馬を含む 49 点である。

9 指定理由

本資料は当地域における文字の普及と識字層の存在を示すものであるとともに仏教の受容の実態を知るうえで重要な資料である。また、初期寺院や国分寺などの寺院を主な対象として行われてきた古代の仏教や寺院の研究に対して、永吉台遺跡群の調査成果は、考古学的な証拠となり、8・9世紀代に主要な寺院以外の集落内まで仏教信仰が普及していたことを示した。さらに、遠寺原地区の寺院跡は「村落内寺院」の名称を提示する端緒となり、学史的に大きな意義がある。これらのことから、永吉台遺跡群から出土した資料は、古代日本の宗教史のみならず古代史全般を考えるうえでも重要であり、袖ヶ浦市指定文化財として指定し保護するに値する。

10 指定基準 『袖ヶ浦市文化財指定基準』（平成 23 年 9 月 1 日施行）

有形文化財 考古資料

（1）各時代の遺物で、地域的又は学術的価値が高いもの。

11 参考資料

笹生 衛他 1985『永吉台遺跡群』君津郡市考古資料刊行会

須田 勉 1985「平安初期における村落内寺院の存在形態」『古代探叢Ⅱ』早稲田大学出版部

千葉県立房総風土記の丘 1991「シンポジウム平安前期の村落とその仏教＜記録集＞」『千葉県立房総風土記の丘年報 14』

笹生 衛 1994「古代仏教信仰の一側面－8・9世紀の事例を中心に－」『古代文化 46』財団法人古代学協会

議題（２） 光福寺の仏像の指定について

本件については、令和４年度以降継続的にご審議いただき、令和６年度第３回文化財審議会において、指定に向けて進めるようにとご意見をいただきました。

つきましては、千手観音菩薩立像１軀及び妙見菩薩立像１軀について、指定に係る諮問調書（案）を作成したので、ご意見を伺うものです。

指定文化財候補調書（案）

- 1 名 称 千手観音菩薩立像
- 2 員 数 1 軀
- 3 種 別 有形文化財（工芸品 彫刻）
- 4 所在地 袖ヶ浦市三箇 2 0 1 0（光福寺）
- 5 所有者 光福寺
- 6 時 代 平安時代後期（12世紀頃）
- 7 作 者 不明
- 8 寸 法 像高：145.7cm

9 概要

千手観音菩薩立像は、市内三箇地区に所在する光福寺の本堂に安置されている。元々は光福寺近隣に所在した光福寺の門徒寺である岩崎寺の本尊であったが、昭和30年の岩崎寺廃寺に伴い光福寺に移されたものである。

本像は、頭に宝髻を結び、天冠台を彫り出し、簪及び冠繒付の天冠を着用する。天冠台上に頭上面を一例に現し、頭上面は4面現存し、柄穴が6つ残る。眉間に白毫相を現すが、白毫珠は失われる。

上半身は条帛^{じょうはく}を掛け回し、肩から天衣を掛け、胸飾を装着する。天衣は左右肘の内側を通り、膝前で上下二段に掛かる。真手は鳩尾で合掌し、第二手は真手の臂より分かれ、正面下腹部で掌を重ね、宝鉢を持つ。第三種は両腕上腕部より出て肘を曲げ、掌を挙げて右手に蓮華を持つ（左手の持物は欠失）。真手、第二手は腕釧、第三種は腕釧、臂釧^{くん}を着用する。

下半身は裙を着用し、裙は左を前に中央で合せ、上端を一段折り返し、裸足で台座上に直立する。

光背は円光背である。

本像は後補部分が多いものの、頭体幹部を堅一材（檜か）から彫り出し内刳^{うちぐり}がなく、顔自体は後で彫りなおしておらず、ある程度原形をとどめている。上半身背面に別材を矧ぎ寄せる。真手、第二手は本体と同材であるが、真手の手首より先は別材である。また第二手の前端及び第三手も別材である。下半身は背面に堅

二材（杉材）を矧ぎ寄せ、前面は膝下に複数材を寄せていて、足もその材より彫り出している。両足先と両足柄は別材である。本体は全体的に麻布貼りし、古色塗りとしている。台座と光背は寄木造である。

装身具は金銅製で^{ようらく}瓔珞にはビーズを交える。

一本造で内刳を持たない構造、衣文線^{えもんせん}の彫法から平安時代後期に制作されたものと考えられる。比較的厚みのある体軀、彫の深い目鼻立ちは古様であるが、上総の平安時代後期の仏像に多く見られる特徴である。

なお、台座裏に昭和 19 年の修理銘が記載されている。

本像は、1995（平成 7）年に刊行された『袖ヶ浦の仏像・仏具』においては、室町時代の不空羂索観音立像とされていたが、令和 4 年の濱名徳順氏の調査により、平安時代後期に制作された千手観音菩薩立像という評価がなされた。

なお、1859（文政 6）年の岩崎寺の『什物改帳』において、本像は「本尊十一面観音像」と記されていたことも付記しておく。

1 0 指定理由

本像は、市内における 3 例目の平安時代の仏像である。後補が多いものの、体幹部分はほぼ当初の形が残されており、全体として平安時代後期における仏像彫刻の温雅な様式を示している。

一方で、比較的厚い体軀や彫りの深い大ぶりの目鼻立ちを持ち、構造面でも一木造りを踏襲するなど、上総地域に残された同時代の仏像の特徴とも一致しており、当時当国に勢力を張った上総氏系武士団の造像と見なすことも可能である。

これらのことから、市内最古級である平安時代の仏像彫刻であり、かつ、当時の時代背景を示す可能性のある資料としても重要であることから、袖ヶ浦市指定文化財として指定し保護するに値する。

1 1 指定基準 『袖ヶ浦市文化財指定基準』（平成 23 年 9 月 1 日施行）

有形文化財 工芸品

(4) 流派的又は地域的特色があるもの

1 2 参考資料

袖ヶ浦市教育委員会 1995『袖ヶ浦市の仏像・仏具』

袖ヶ浦市史編さん委員会 2004『袖ヶ浦市資料目録 8』

石橋 忠 2021「稲荷山光福寺 仏像修覆・本堂改築奮闘記」『袖ヶ浦市史研究 第 20 号』袖ヶ浦市郷土博物館

濱名徳順 2022「千手観音菩薩立像（光福 01）」『千葉県袖ヶ浦市光福寺仏像調書』

指定文化財候補調書（案）

- 1 名 称 妙見菩薩立像
- 2 員 数 1 軀
- 3 種 別 有形文化財（工芸品 彫刻）
- 4 所在地 袖ヶ浦市三箇 2 0 1 0（光福寺）
- 5 所有者 光福寺
- 6 時 代 南北朝時代（14 世紀頃）
- 7 作 者 不明
- 8 寸 法 像高：39.2 cm

9 概要

妙見菩薩立像は、市内三箇地区に所在する光福寺の本堂に安置されている。

本像は、頭髮を中央で分け後ろに流す披髪とし、眉間に白毫相を現さない。

皮鎧を着用し、鳩尾と腹部分に帯をまいて緊縛する。上の帯は中央に吊紐を持ち、左右は斜めに下がって両脇で腰帯と一体化する。腹帯には獅噛^{しかみ}を現す。皮鎧の下を着衣は不明であるが、天衣を腰帯に絡める。両手亡失のため印相は不明である。下半身には袴と裙を着用し、袴は膝下で足結する。沓を履き、左足をわずかに前に出して立つ。

頭体幹部を堅一材（檜材）より両足柄まで彫り出し、内刳は無い。両肩先は別材製で、雇柄^{やといぼぞ}（丸柄）にて接合する。

頭部がやや過大であるのは、千葉氏の伝承で妙見菩薩が 12～13 才の童子として示現したとされることを受けたもので、古様な一木造で目を彫眼としたのも神像を意識した可能性がある。左足柄外側に「泰心不口」と読める墨書銘があるが、意味は不明である。

目に優れた彫法が見られ、鎌倉風が顕著に残る。一方、裙の処理にやや煩瑣なところが見られるなど、やや時代の降った 14 世紀頃の制作と推定される。

鎌倉時代後期、小櫃川中流域を横田氏など千葉氏化した上総氏系が支配したとされ（野口 1997）、市内には妙見信仰に関連した社寺が 15 箇所所在したとされる。これらの全てが中世に遡る創建か否かは判然としないが、当像などはそう

した中世の千葉氏による妙見信仰につながるものと見なすことができる。

本像は、1995（平成7）年に刊行された『袖ヶ浦の仏像・仏具』においては、江戸時代の天部立像とされていたが、令和4年の濱名徳順氏の調査により、南北朝時代に制作された妙見菩薩立像という評価がなされた。

1 0 指定理由

本像は、両腕が欠失しているものの、檜の良材を用い、一材から彫り出され、皮鎧の飾りや胸部の足結など非常に丁寧に制作されている。

これまで制作が中世に遡る妙見像はこれまで全国で10体ほどしか確認されていない。また、このタイプの妙見像は中世武士団千葉氏の創案であることから「千葉妙見」とも呼ばれている。

本像は、全国的にも数少ない中世の妙見像であり、かつ市内に千葉氏系武士団が伸長したことを示唆する資料としても重要であることから、袖ヶ浦市指定文化財として指定し保護するに値する。

1 1 指定基準 『袖ヶ浦市文化財指定基準』（平成23年9月1日施行）

有形文化財 工芸品

(4) 流派的又は地域的特色があるもの

1 2 参考資料

袖ヶ浦市教育委員会 1995『袖ヶ浦市の仏像・仏具』

野口 実 1997「中世東国武家社会における名字の継承と再生産．一吉川本『吾妻鏡』文治二年六月十一日条の「相馬介」をめぐって」『鎌倉 83』鎌倉文化研究会

袖ヶ浦市史編さん委員会 2004『袖ヶ浦市資料目録 8』

濱名徳順 2022「妙見菩薩立像（光福 02）」『千葉県袖ヶ浦市光福寺仏像調書』

議題（３）令和７年度文化財保護事業（案）について

令和７年度に実施予定の文化財保護事業について説明するので、ご意見を伺うものです。

No.	事業名 (事業費)	目的・内容	時期・回数	対象・人数
1	文化財審議会関係費 (242 千円)	市指定文化財の指定及び文化財の保存・活用に関して、教育委員会の諮問に応じて意見を具申するとともに必要に応じて調査研究活動を行います。	定例会 4 回	委員 7 人
2	総合的な文化財の保存・活用事業 (2,185 千円)	市内の文化財について、調査研究を行い、重要なものについては、指定文化財に指定し保護します。また、劣化しやすい資料の保存処理や文化財所有者が行う修理及び維持管理の補助等により、文化財の適切な保存・管理を行います。さらに、文化財に関する講座等やホームページ等により文化財等の周知を図ることで、地域の文化や歴史への理解や郷土愛を高めます。 ○文化財補助事業 指定文化財所有者・管理者に補助金を交付し、適切な維持管理を行う。 ○民俗・伝統芸能保護・継承事業 民俗芸能を継承する団体及び個人に対して支援などを行う。 ○埋蔵文化財保存活用事業 劣化しやすい資料を適切に保存処理し、活用する。(鉄製品保存処理(椿古墳群鉄製品)) ○その他 全国史跡整備市町村協議会・千葉県史跡整備市町村協議会への参加	通年	
3	埋蔵文化財整理棟施設管理事業 (693 千円)	埋蔵文化財保護にかかわる施設の維持管理に努めます。	通年	
4	埋蔵文化財調査事業 (16,910 千円) 内訳 国庫補助事業 4,340 千円 市単費事業 4,187 千円 民間開発事業 8,383 千円	市内の各種開発事業と埋蔵文化財の保護について調整を図り、開発によって消滅する遺跡については、埋蔵文化財発掘調査を実施し記録保存を行います。また、記録した成果は、発掘調査報告書として刊行し、公開することで埋蔵文化財の周知及び活用を図ります。 ○市内遺跡 確認調査・個人住宅建設等に伴う本調査、整理報告書刊行 ○民間開発事業 発掘調査未定 ○開発事業に伴う試掘	通年	

No.	事業名 (事業費)	目的・内容	時期・回数	対象・人数
5	山野貝塚保存活用事業 (21,482 千円) 内訳 発掘調査関係費 2,125 千円 用地取得関係費 1,881 千円 環境整備関係費 3,737 千円 史跡整備関係費 11,998 千円 活用関係費 1,591 千円 その他旅費等 150 千円	国史跡山野貝塚について、史跡山野貝塚整備基本計画に基づき、整備基本設計及び実施設計の作成等整備を進めます。また、山野貝塚ボランティアとの協働による史跡ガイドや環境整備の実施、新たな調査成果等を反映させたパンフレットの刊行等により、史跡の保存・活用を進展させます。 ○令和6年度発掘調査の報告書刊行、土壌分析、炭化物分析、リン・カルシウム分析 ○史跡の公有地化（1筆予定） ○史跡の維持管理（草刈り） ○整備の基本設計、実施設計、支障木伐採 ○イボキサゴ採取、縄文食体験会の開催、シンポジウムの開催 ○パンフレット、クリアファイル改訂、カード作成 ○ボランティア組織の運営	通年	

議題（４）令和７年度文化財審議会の日程調整について

令和７年度の文化財審議会の開催候補日を以下のとおり挙げますので、日程の調整についてお願いいたします。

日 時	内 容（案）	場 所
5月15日（木） または 5月22日（木） 午後1時30分～	委嘱状交付式 議題 （１）令和７年度文化財保護事業の方針について （２）永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群の指定について（答申） （３）光福寺の仏像の指定について（諮問） （４）令和７年度文化財審議会の日程について 報告 （１）令和６年度文化財保護事業の報告について	5月15日 袖ヶ浦市役所会議室 3－3（北庁舎3階） 5月22日 袖ヶ浦市役所会議室 3－1（北庁舎3階）
8月7日（木） または 8月21日（木） 午後1時30分～	議題案 （１）光福寺の仏像の指定について（答申） （２）袖ヶ浦市指定文化財候補について	8月7日、21日 袖ヶ浦市役所会議室3－3（北庁舎3階）
10月30日（木） 午後1時30分～	議題案 （１）袖ヶ浦市指定文化財候補について	袖ヶ浦市役所会議室 3－3（北庁舎3階）
2月12日（木） または 2月18日（水） 午後1時30分～	議題案 （１）令和８年度事業の方向性について （２）袖ヶ浦市指定文化財候補について	2月12日 袖ヶ浦市役所会議室 3－3（北庁舎3階） 2月18日 袖ヶ浦市役所会議室 3－2（北庁舎3階）

報告（１）山野貝塚整備基本設計について

令和５年８月２１日に策定した史跡山野貝塚整備基本計画（以下、整備基本計画とする）に基づき、令和６年度中に史跡山野貝塚整備活用員会での議論を経て、今年度の基本設計案がまとまりましたので、報告するものです。

１ 遺構保護計画

遺物包含層または遺構確認面から 30 cm以上の保護層を確保することとしており、環状に展開する高まりと史跡北側の後期前葉の遺構が展開する範囲に盛土を行う。

２ 造成・排水計画（別冊資料３ P5～7）

遺構保護計画で述べたように、高まり部分及び史跡北側の遺構展開範囲については史跡保護のために盛土を施す。エントランスゾーン及び体験ゾーンの地表面の凹凸を解消するために、盛土を施す。盛土の端部は 50%の勾配を設け、敷地内での排水の浸透を図る。

その他の部分については、概ね保護層が確保されているが、歩行性及び整備後の維持管理において乗用草刈り機進入を可能とするために、ハンドガイドによる転圧を施す。

３ 園路・広場計画（別冊資料３ P2、4、9、12）

基本的に史跡内は自由動線とするが、史跡を効果的に見学すること及び車椅子対応のために、芝保護材を用いた園路を設ける。芝保護材の設置に当たっては、路盤の整備が不要であり（別冊資料３ P12 右上）、将来的に公有地化範囲が拡張した際には、移設して園路の変更を可能とする。

なお、史跡西側の未公有地化範囲は緑地ゾーンとして、樹木を残し貝の露出展示を行う計画であり、公有地化した際には木道やウッドチップ舗装等により、貝層の保護に努める（別冊資料３ P9）。

エントランスゾーンには、市道における車両のすれ違い及び管理車両の乗り入れのために芝保護材を設置する（別冊資料１ P12 右下）。

体験ゾーンの共有地部分は、現状の砂利舗装を維持し、将来的に公有地化した際には体験ゾーンと一体化した仕上げとする。また、ブロック塀等の既存構造物は撤去する。

４ 植栽計画（地被植栽）（別冊資料３ P8）

盛土施工部分には、盛土の流出を防止するために、植栽を行う。周辺低茎草地と一体化した景観を創出するために、地被植栽には周辺環境と調和しやすい野芝を植栽する。史跡北側の後期前葉の遺構が展開する範囲の盛土上には

周辺と同様の草地環境の回復を目指して、種子着床ネットを敷設する。

5 案内解説施設（別冊資料3 P10、11）

来訪者の史跡への理解を促すために案内解説施設を設置する。標識は御影石を用いた石柱形とする（別冊資料1 P10 左上）。地形模型は維持管理の優位性から磁器製（陶板）を素材とする。水平・垂直比については1：5の比率で検討する（別冊資料3 P10 右上）。案内板は視界を遮ることのないスリムなフレームの形状とする（別冊資料1 P10 下段）。遺構解説板は中央窪地と高まりによる縄文時代の景観を妨げないように据置型の立ち上がりのない形状とする（別冊資料3 P11 左上）。誘導標識・注意看板も、同様の理由により、据置型ではないが、高さの低い形状とする（別冊資料3 P11 右上・左下）。

6 ベンチ（別冊資料3 P12 左上）

山野貝塚の景観と調和し、かつ耐久性も有する合成木材を用いたベンチをエントランスゾーン及び体験ゾーンに設置する。中央窪地及び高まり部分においては、景観の妨げにならない切株による可動式の腰掛を置く。耐久性及び耐火性を考慮する。

7 囲柵（別冊資料3 P12 左下）

樹脂製の細い杭を打ち込むものとする。2m 間隔で70 本程度の設置を検討する。

※なお、5、6、7の設置施設については、それぞれ適した素材を選択することとするが、全体的な統一感を持たせるために、色調を統一する。色調や設置箇所については、来年度現地で確認することとする。

報告（２）令和６年度山野貝塚講演会の実施結果について

令和７年２月１日（土）に袖ヶ浦市民会館大ホールで開催しました、令和６年度山野貝塚講演会の実施結果について報告するものです。

１ 講演会実施結果について

日 時 令和７年２月１日（土） １３：３０～１６：３０ （開場１３：００）

場 所 袖ヶ浦市民会館大ホール

日 程

１３：３０～１３：３５（５分）

開会あいさつ 鵜田教育長

１３：４０～１４：１０（３０分）

「報告１ 山野貝塚の近年の発掘調査について」

袖ヶ浦市教育委員会生涯学習課 助川 諒

１４：１０～１４：４０（３０分）

「報告２ 千葉市加曽利貝塚と中央窪地型環状集落 ー南貝塚の縄文時代後・晩期の集落様相ー」 千葉市埋蔵文化財調査センター 松田光太郎

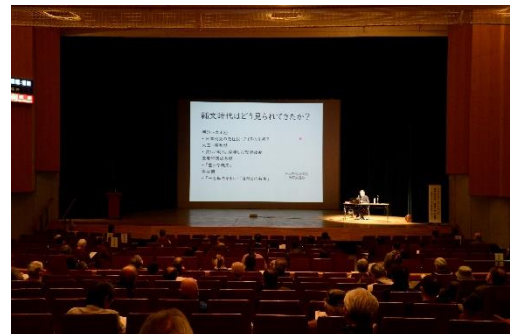
１４：４０～１５：００（２０分） 休憩

１５：００～１６：３０（９０分）

「講演 縄文時代後・晩期の文化変動 ー北関東における近年の調査研究から考えるー」 国立歴史民俗博物館 准教授 中村耕作

○一般参加者１４３名

２ 講演会風景



報告（３）令和６年度指定文化財特別公開「鮑富神社にまつわる刀、古文書、東照宮と千手観音」の実施について

令和元年の台風により被災した、市指定文化財「鮑富神社及び東照宮」の東照宮の修復が令和５年度に完了した事を記念し、東照宮の見学、及び鮑富神社にまつわる普段は公開されていない指定文化財を下記のとおり公開いたしますので、報告するものです。

- 1 開催日時 令和７年２月２２日（土） １３：３０～１４：３０
※雨天決行、荒天中止
- 2 公開文化財 鮑富神社及び東照宮、鮑富神社奉納太刀、
唯一社頭年中行事帳（印刷）、
十一面千手観音立像（飯富寺）
- 4 対象 一般参加２０名
- 5 費用 無料
- 6 日程 １３：００ 受付開始

１３：３０ 鮑富神社及び東照宮について、職員より説明・見学

１３：５５ 飯富寺へ移動

１４：００ 飯富寺千手観音立像見学

１４：２０ 飯富寺歴代住職墓地見学（フォトスポット）

１４：３０ 解散

公開指定文化財一覧

①飽富神社（昭和53年指定）



飢富（オブ）神社として延喜式神名帳・日本三代実録に記載、現在の社殿は元禄4年（1691年）再建、文化年間（1804～1817）に修理している。拝殿中備の彫刻は龍の彫り物で名をはせた後藤一派の一人、後藤傳吉郎住兼の銘が残る。

袖ヶ浦市指定文化財第1号である。

②東照宮（昭和53年指定）

飯富村の領主、旗本天野氏により久能山から元和8年（1622年）に勧請し、文久3年（1864年）、同天野氏により修復をされた。

令和元年の台風により被災したが、令和5年度に修復工事完了した。

飽富神社とともに袖ヶ浦市指定文化財第1号である。



③飽富神社奉納太刀（平成30年指定）

刃長 72.6 cm、腰元での反りが強く、刀身に対して茎が短いなどの形態から、平安時代末期、12世紀ごろの製作と考えられる。神社社務所において保管され、郷土博物館に寄贈された。

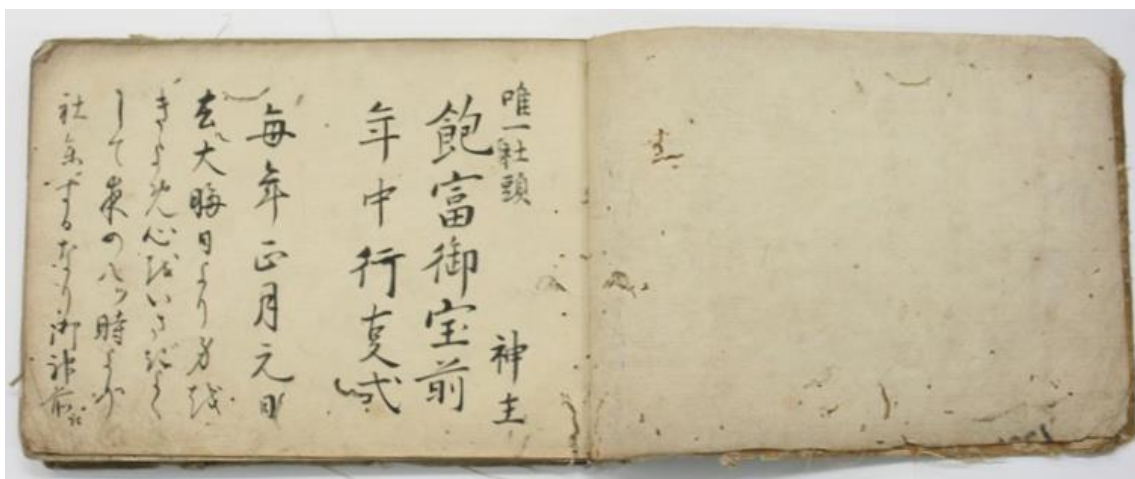
飽富神社には平将門の乱の際、太刀が奉納された伝承を持つが製作年代は合わない。なお、近隣の式内社である姉崎神社においても同様の伝承が残り太刀を保有するが、鑑定の結果は近世の作であった。

今回の特別公開では博物館から実物を借用し、神社拝殿内で展示を行う。



④唯一社頭年中行事帳（令和5年指定）

江戸時代後期、18世紀後半に飽富神社で行われていた年中行事について記された古文書。表紙裏書に、「従五位下深川常陸介朝臣喬(たか)榮(なが)」とあることから、代々飽富神社の神主を務めた深川家の53代当主深川喬榮が従五位下に叙された明和7年（1770）以降に書かれたものであり、その当時の飽富神社の年中行事の様相がわかる。公開には実物を用いず、資料紹介のみとする。



⑤飽富神社の筒粥（昭和63年、県指定）

毎年1月14日の夜から15日未明にかけて、飽富神社で氏子達が、米・麦・粟・稗等9種類の農作物の豊凶を占う年中行事。米粉を溶いた粥かゆの中に束ねた葦（よし）を入れ、葦の中に入る粥の量で豊凶を占う。いろりの鉤と箸の用意や米粉の用意などの役割が家ごとに定まっており、年占いの古い形を残す。

今回の特別公開では令和7年に行われた筒粥の動画を視聴する予定。



⑥十一面千手観音立像（平成12年指定）

像高165cmの寄木造、玉眼肉身部金箔。

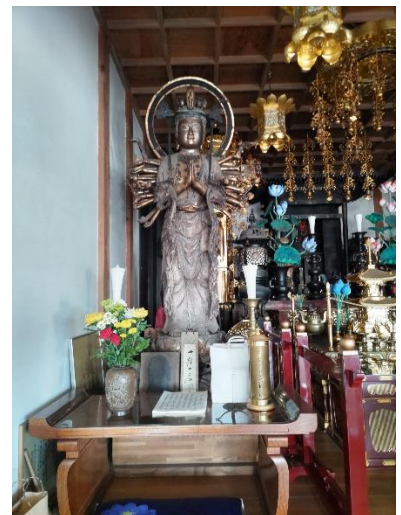
飽富神社が所在する台地の南側斜面半ばに立地する飯富寺が所有する。元は飽富神社境内に観音堂があり、神仏分離令によって別当寺である神宮寺へ移された。

その後、昭和5年に行照寺と神宮寺が合併して飯富寺となり、神宮寺は解体され、現在は墓地となっている。

元は神社にあり、祭神「倉稲魂命」の本地仏とされていたと考えられるが、特に伝承はされていない。

胎内背面に墨書が確認され小川九郎兵衛という仏師名、飯富郷の地名と造立関係者の覚雄・覚俊の僧名が確認されている。

像高 165.0 cm 胸奥 29.5 cm 台座高 43.0 cm。



⑦フォトスポット（古代を見下ろす丘）

飽富神社と飯富寺の間には神宮寺歴代住職が眠る墓地があり、そこからは小櫃川によって開析された沖積平野を一望できる。

飽富神社周辺は上総国府に至る官道（古東海道）の候補地の一つであり、上総国の4つの駅（島穴、藤渚、大前、天羽）の内、藤渚駅は飽富神社周辺に設けられた可能性が指摘されている。

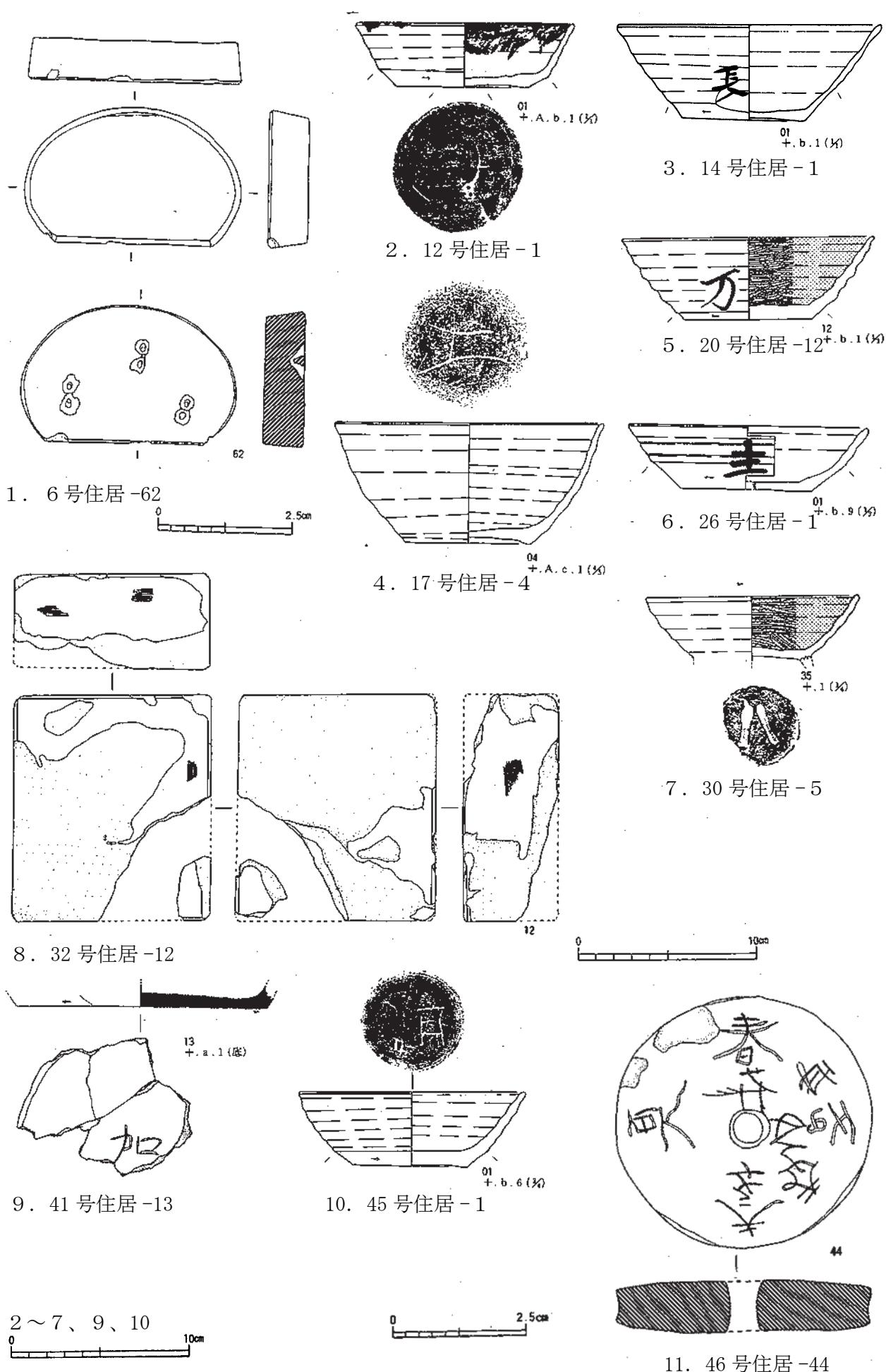
開けた視界の先には7世紀後半の瓦が採取された上総大寺廃寺を望むことができる。



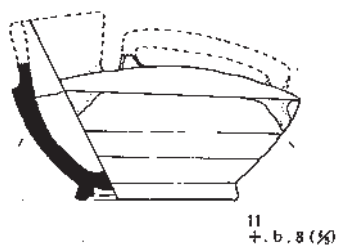
地理院地図を加工して作成

別冊資料 1

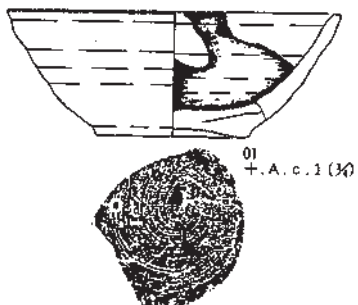
永吉台遺跡群出土の古代文字及び
信仰関連資料群 指定資料



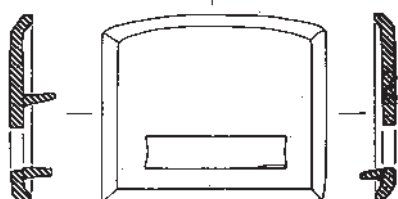
永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群 西寺原地区①



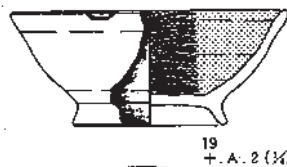
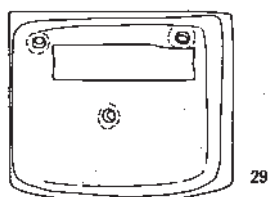
12. 52 号住居 -11



14. 68 号住居 -1



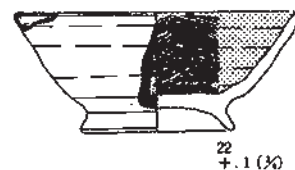
13. 61 号住居 -29



16. 68 号住居 -19



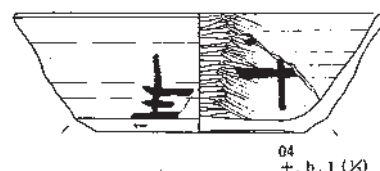
15. 68 号住居 -17



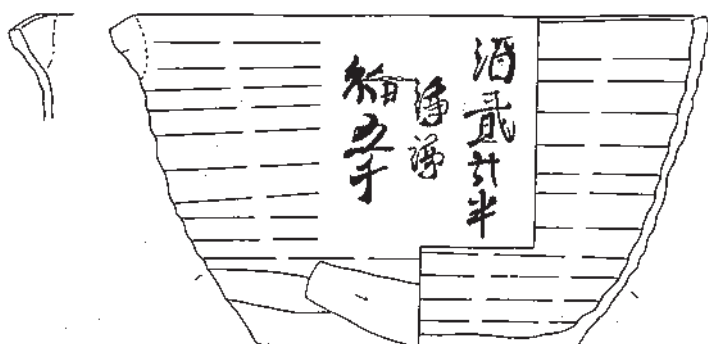
17. 68 号住居 -22



19. 79 号住居 -11



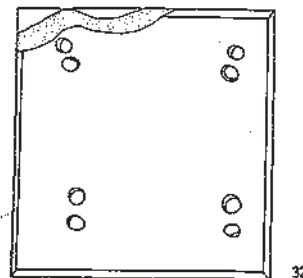
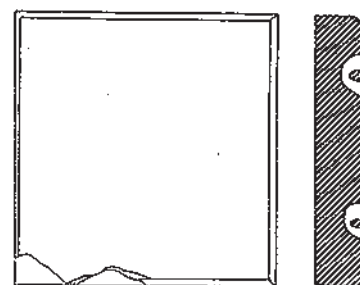
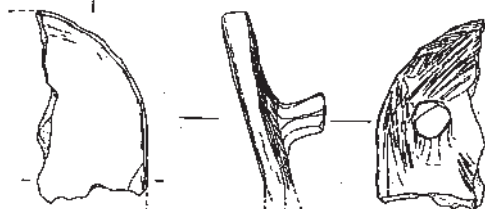
20. 83 号住居 -4



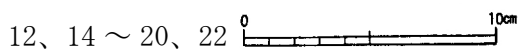
18. 72 号住居 -8



22. 93 号住居 -5

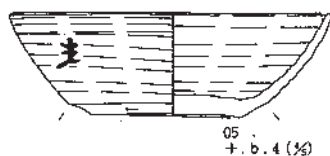


21. 87 号住居 -32





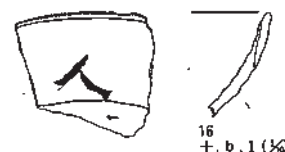
23. 92 号住居 -39



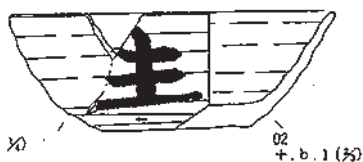
24. 93 号住居 -5



25. 93 号住居 -20



26. 94 号住居 -16



27. 98 号住居 -2

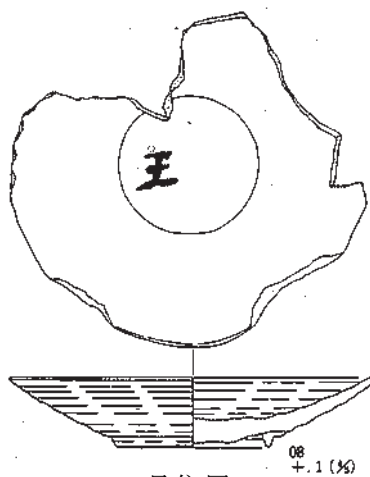


28. 98 号住居 -3

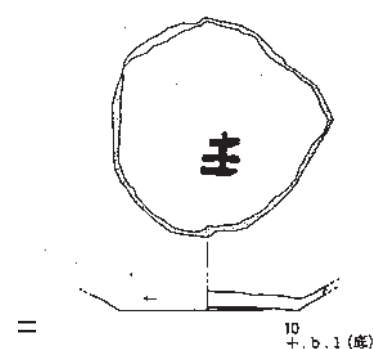


29. 98 号住居 -7

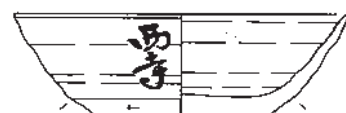
24 ~ 31、33、34



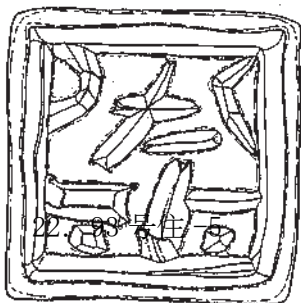
30. 101 号住居 -8



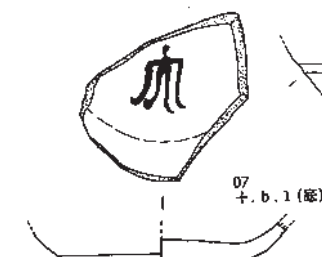
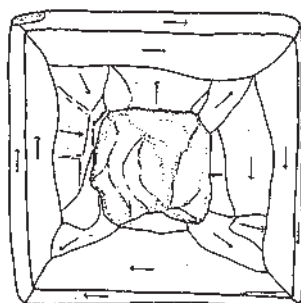
31. 101 号住居 -10



33. 109 号住居 -2



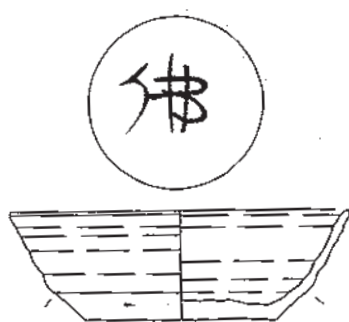
32. 106 号住居 -13



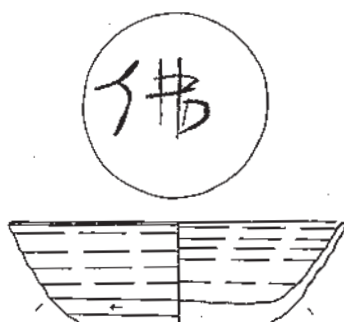
34. 109 号住居 -7

永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群

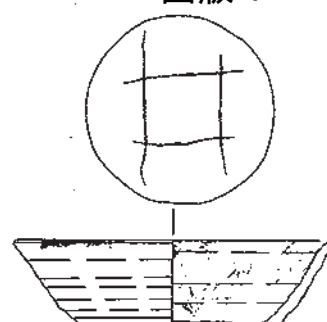
西寺原地区③



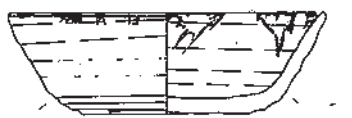
35. 110 号住居 - 9
09
+ . b . 4 (3/4)



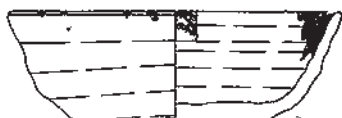
36. 110 号住居 - 10
10
+ . b . 4 (3/4)



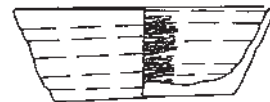
37. 116 号住居 - 1
01
+ . b . 1 (3/4)



38. 116 号住居 - 2
02
+ . A . b . 6 (3/4)



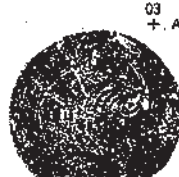
39. 116 号住居 - 3
03
+ . A . b . 6 (3/4)



10
+ . A . c . 1 (3/4)



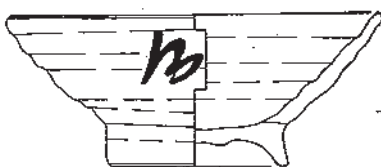
38. 116 号住居 - 2



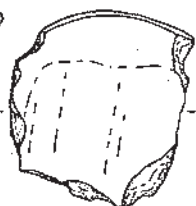
39. 116 号住居 - 3



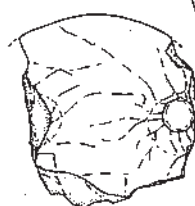
40. 116 号住居 - 10



41. 118 号住居 - 24
24
+ . 6 (3/4)



38

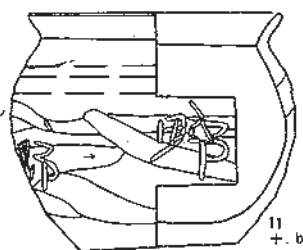


42. 121 号住居 - 38



03
+ . b . 1 (底)

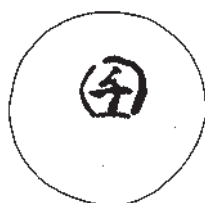
46. 3 号建物 - 3



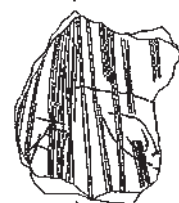
43. 122 号住居 - 11
11
+ . b . 1 (3/4)



01
+ . b . 6 (3/4)

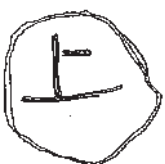


45. 2 号建物 - 1



21
9 (底)

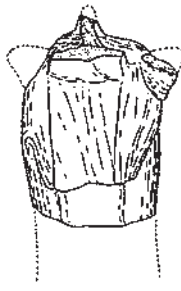
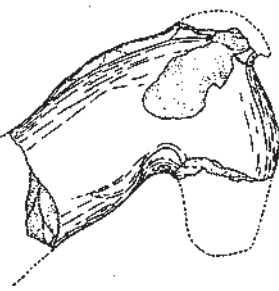
48. 53 号土器焼成遺構 - 21



12
+ . A . c (底)

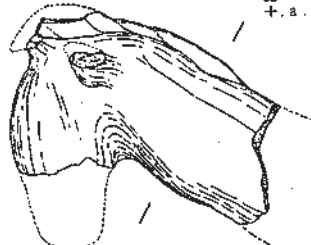


44. 124 号住居 - 12



06

47. 16 号土器焼成遺構 - 6

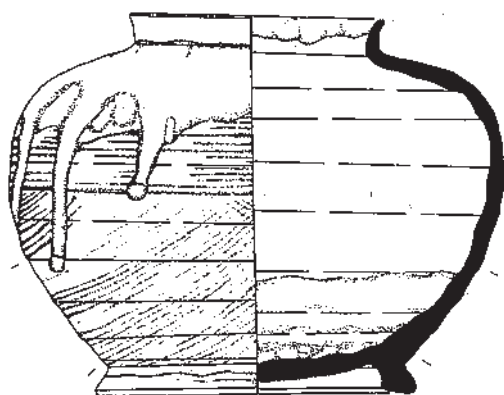


7
+ . a . 1 (3/4)

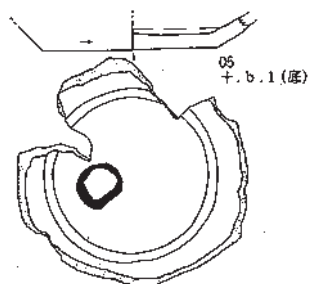
35 ~ 46, 48

47

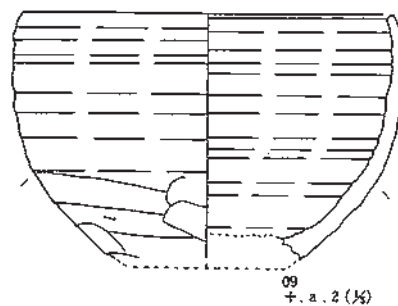




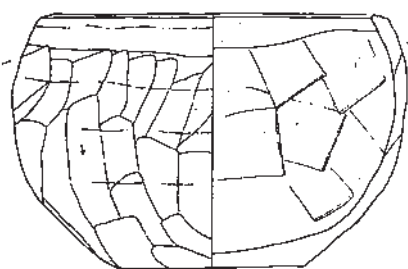
49. 2号住居-27



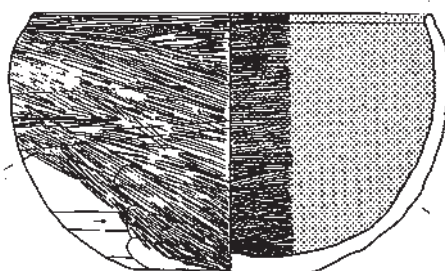
50. 3号住居-5



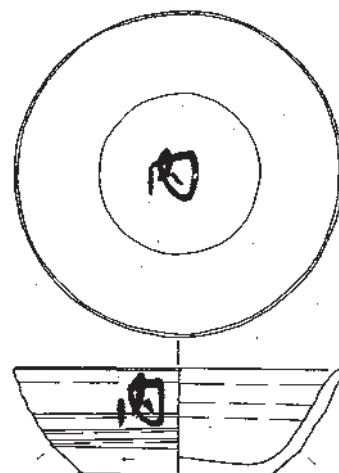
51. 3号住居-9



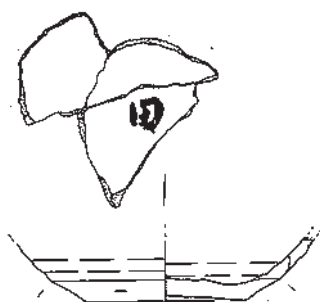
52. 7号住居-6



53. 7号住居-7



54. 8号住居-11



55. 8号住居-14



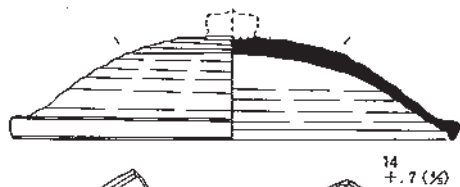
56. 8号住居-15



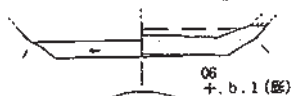
57. 11号住居-1



58. 11号住居-29



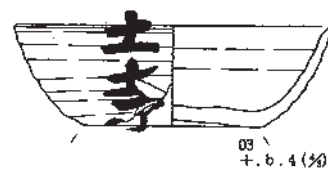
60. 16号住居-14



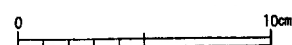
59. 12号住居-6

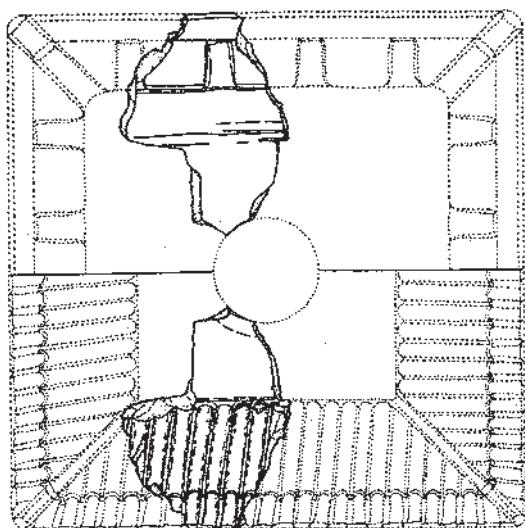


61. 18号住居-2



62. 18号住居-3

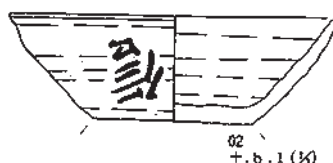




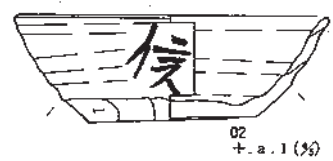
63. 18 号住居 - 17



64. 18 号住居 - 18



66. 20 号住居 - 2



67. 21 号住居 - 2



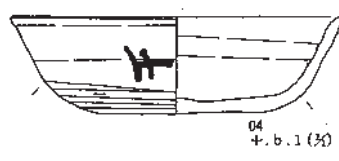
65. 20 号住居 - 1



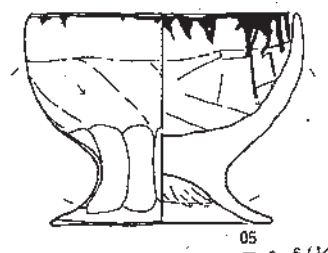
68. 24 号住居 - 2



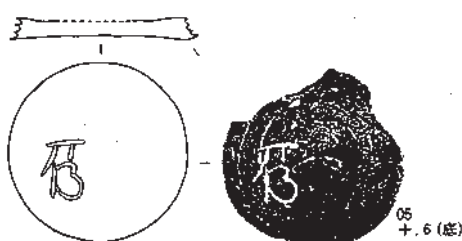
69. 26 号住居 - 3



70. 26 号住居 - 4



71. 26 号住居 - 5



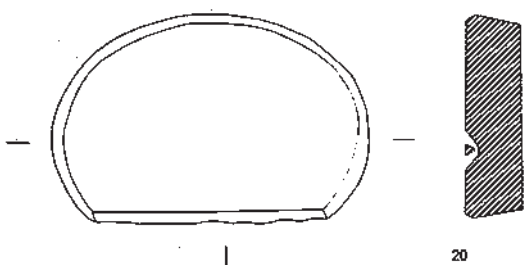
72. 31 号住居 - 5



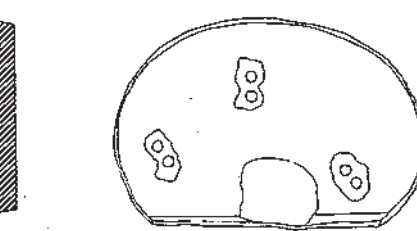
74. 33 号住居 - 1



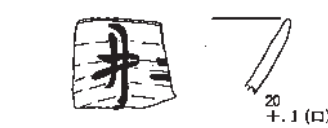
75. 33 号住居 - 19



73. 32 号住居 - 20



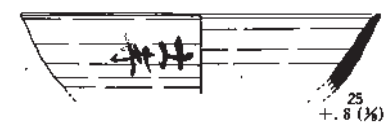
74. 33 号住居 - 25



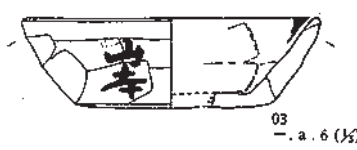
76. 33 号住居 - 20



77. 33 号住居 - 21

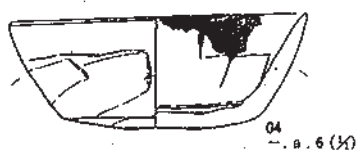


78. 33 号住居 - 25



79. 34 号住居 - 3

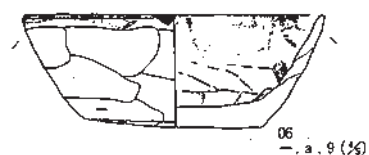
63 ~ 72, 74 ~ 79



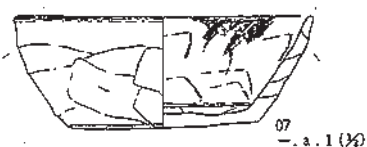
80. 34 号住居 - 4



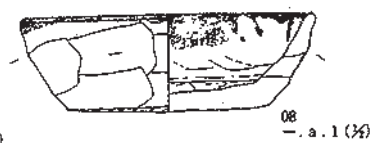
81. 34 号住居 - 5



82. 34 号住居 - 6



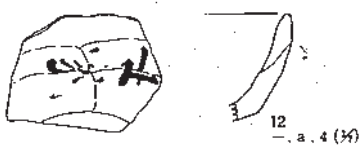
83. 34 号住居 - 7



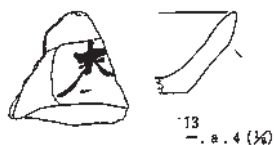
84. 34 号住居 - 8



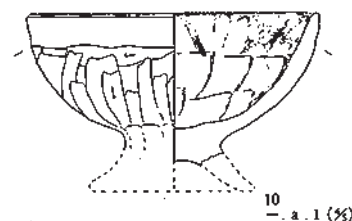
85. 34 号住居 - 9



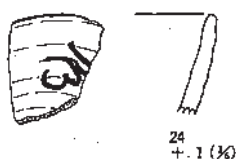
86. 34 号住居 - 12



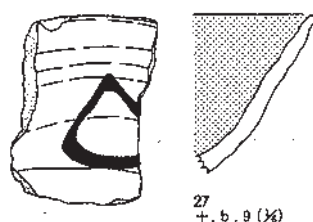
87. 34 号住居 - 13



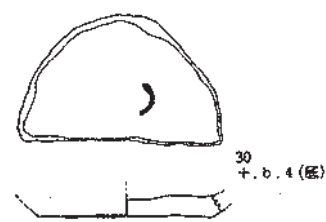
88. 34 号住居 - 10



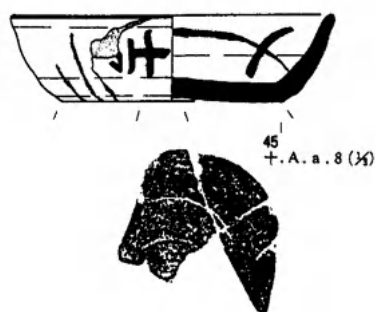
89. 34 号住居 - 24



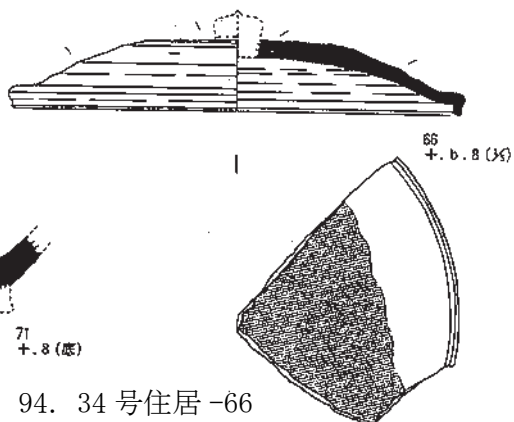
90. 34 号住居 - 27



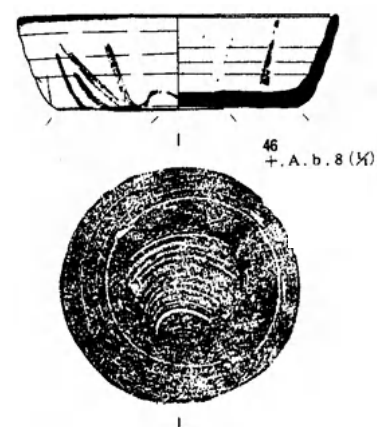
91. 34 号住居 - 30



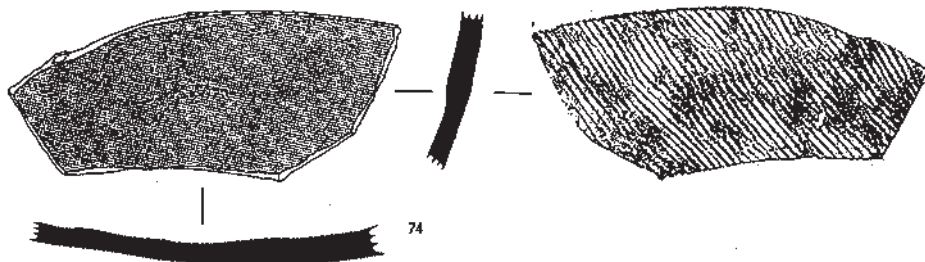
92. 34 号住居 - 45



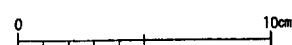
94. 34 号住居 - 66

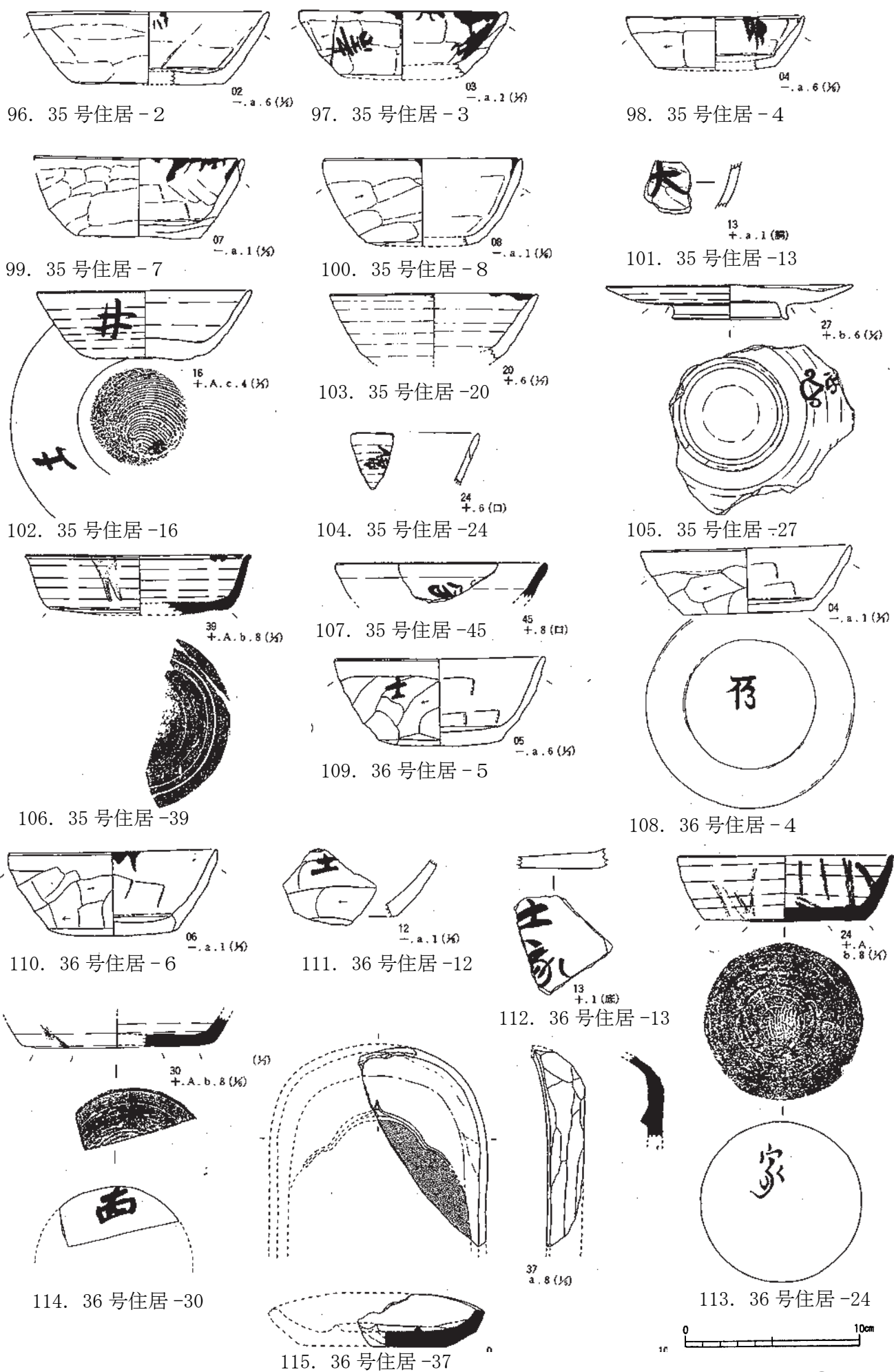


93. 34 号住居 - 46

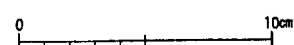
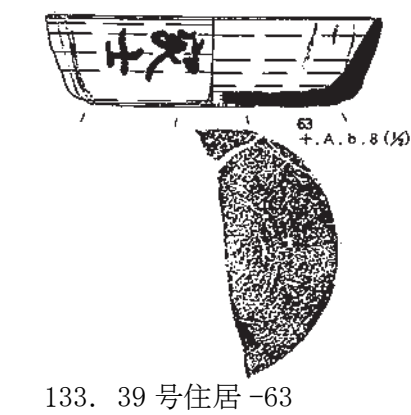
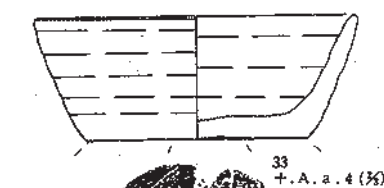
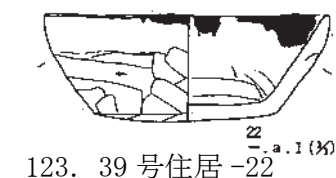
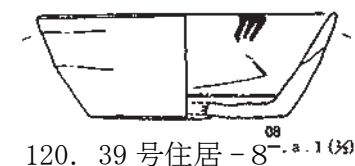
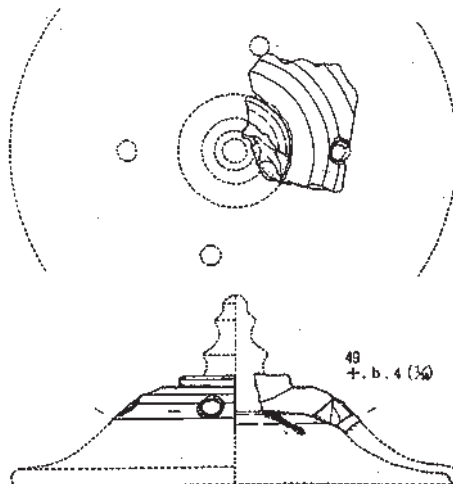
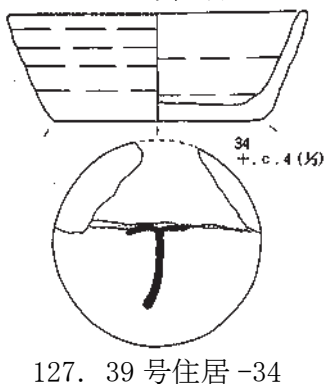
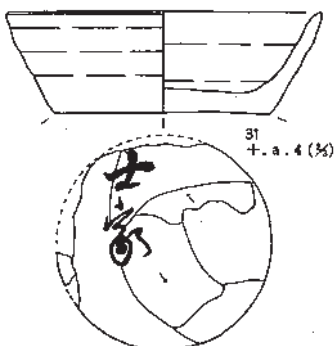
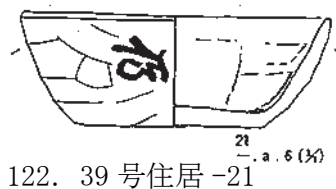
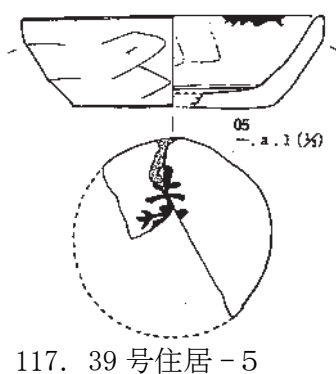
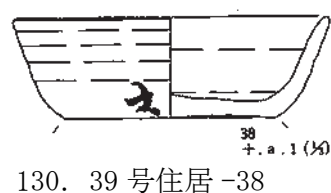
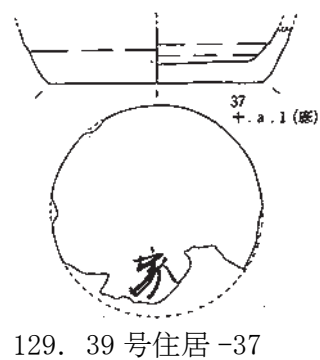
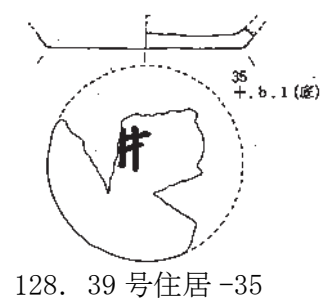
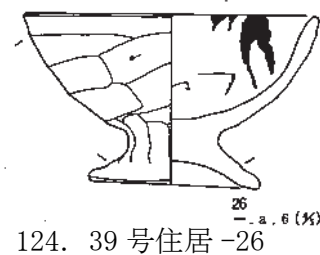
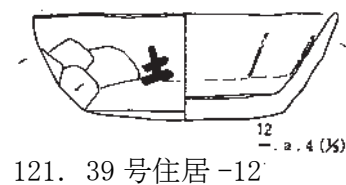
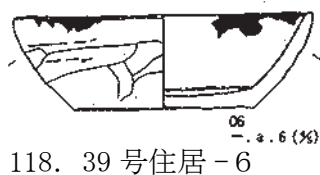
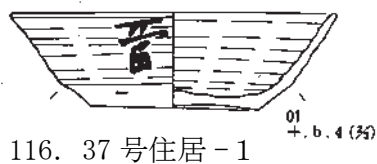


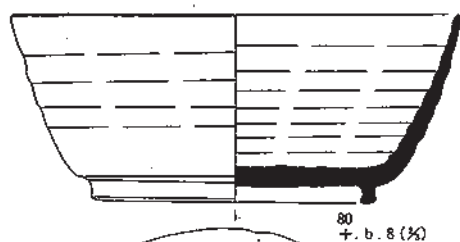
95. 34 号住居 - 74



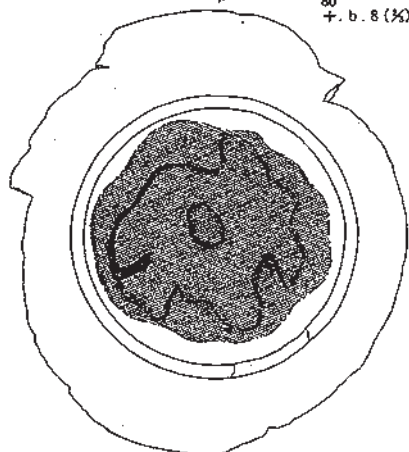


永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群 遠寺原地区④





80
+ b. 8 (3/4)



134. 39 号住居 - 80



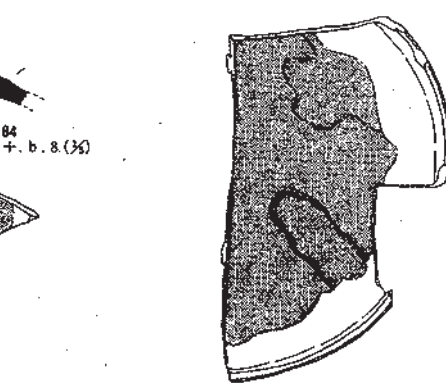
84
+ b. 8 (3/4)

135. 39 号住居 - 84



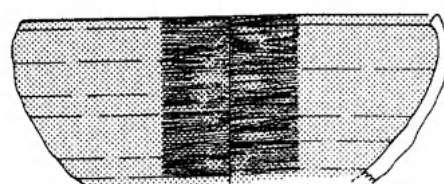
04
+ b. 6 (3/4)

137. 40 号住居 - 4



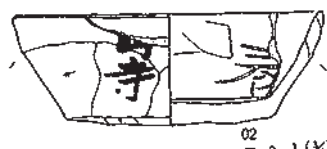
88
+ b. 8 (3/4)

136. 39 号住居 - 88



07
+ 10 (3/4)

138. 41 号住居 - 7



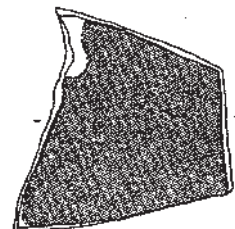
02
- a. 1 (3/4)

139. 42 号住居 - 2



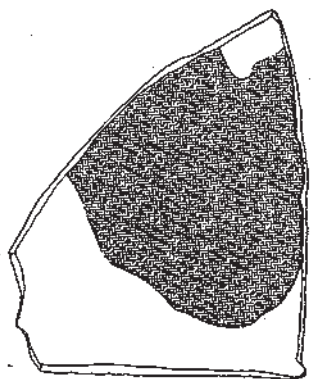
04
- a. 1 (3/4)

140. 42 号住居 - 4



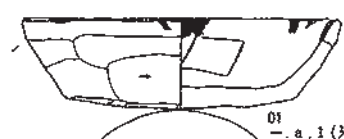
11
+ 8 (3/4)

141. 42 号住居 - 11



12
+ 8 (3/4)

142. 42 号住居 - 12



01
- a. 1 (3/4)

143. 43 号住居 - 1



02
- a. 2 (3/4)

144. 43 号住居 - 2



15
+ b. 1 (3/4)

145. 43 号住居 - 15



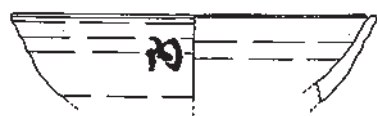
03
- a. 6 (3/4)

146. 44 号住居 - 3



03
+ b. 1 (3/4)

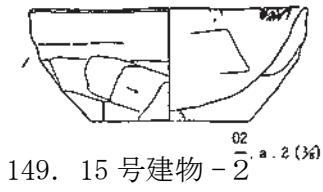
147. 50 号住居 - 3



13
+ 4 (3/4)

148. 50 号住居 - 13





149. 15号建物-2



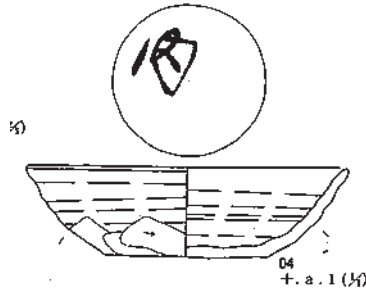
150. 15号建物-3



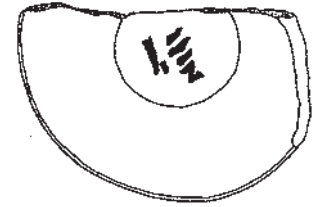
151. 15号建物-22



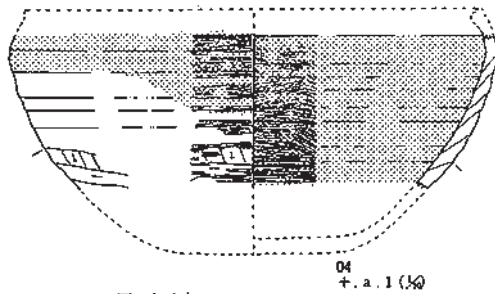
152. 1号土壇-1



153. 1号土壇-4



154. 3号土壇-1



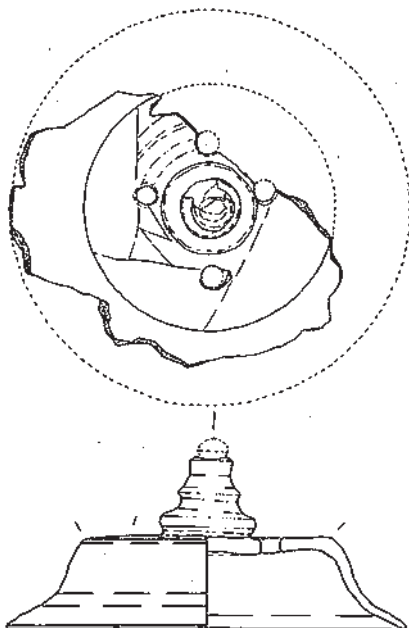
155. 7号土壇-4



157. グリッド出土-4



158. グリッド出土-6



156. グリッド出土-1

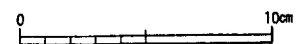


表1 永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群 資料一覧

地区	No.	出土遺構	遺物番号	時期(遺構)	出土位置	種別	器種	文字	記号	遺存状況	遺存率等	備考
西寺原	1	6号住居	62	10世紀第3四半期	床面	石製品	丸柄				完形	帯飾り具、止め穴3箇所
	2	12号住居	1	—	竈内	土師器	坏(灯明皿)				完形	体部内面油煙付着
	3	14号住居	1	—	竈内	土師器	坏(墨書土器)	「長」			完形	体部に墨書
	4	17号住居	4	—	覆土中	土師器	坏(へう書)	「土」			4/5	体部に墨書
	5	20号住居	12	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「万」			1/3	体部に墨書
	6	26号住居	1	—	ピット内	土師器	坏(墨書土器)	「主」			1/3	体部に墨書
	7	30号住居	35	10世紀第3四半期	覆土中	土師器	碗(へう書)	「ハ」			1/4	底部にへう書
	8	32号住居	12	—	覆土中	石製品	温石?				不明	方形 温石の可能性あり
	9	41号住居	13	—	覆土中	須恵器	甕(へう書)	「加」		底部	不明	底部外面にへう書
	10	45号住居	1	—	床面	土師器	坏(へう書)	「日」?			3/4	底部外面にへう書
	11	46号住居	44	10世紀第2四半期	竈内	土製品	紡錘車(へう書)	「春夏(秋)冬」			完形	紡輪部表面にへう書
	12	52号住居	11	10世紀第2四半期	ピット内	灰釉陶器	平瓶(水滴)				4/5	井ヶ谷78窯式並行期
	13	61号住居	29	—	床面	青銅製品	巡方				完形	帯飾り具、裏面に鋳3箇所
	14	68号住居	1	—	床面	土師器	坏(灯明皿)				1/4	口縁部体部内外面油煙付着
	15	68号住居	17	—	床面	土師器	碗(灯明皿)				1/3	体部内外面油煙付着
	16	68号住居	19	—	床面	土師器	碗(灯明皿)				1/4	口縁部体部内外面油煙付着
	17	68号住居	22	—	覆土中	土師器	碗(灯明皿)				3/4	口縁部体部内外面油煙付着
	18	72号住居	8	—	床面	土師器	片口鉢(墨書土器)	「酒貳升半淨淨稻五千」			2/3	体部に墨書
	19	79号住居	11	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)		「△」		碎片	
	20	83号住居	4	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	体部外面に「主」			1/3	体部内面にも墨書有、判読不能
	21	87号住居	32	—	覆土中	石製品	巡方				完形	凝灰岩 方形 裏面止穴4箇所
	22	91号住居	131	10世紀第2四半期	覆土中	土製品	硯			脚部片	碎片	
	23	92号住居	39	10世紀第2四半期	覆土中	土製品	土馬				碎片	頭部
	24	93号住居	5	9世紀第3四半期～9世紀第4四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「主」			4/5	体部に墨書
	25	93号住居	20	—	覆土中	土師器	坏(朱書土器)	「主」			1/10	体部に朱書
	26	94号住居	16	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「人」			1/10	体部に墨書
	27	98号住居	2	9世紀第3四半期～9世紀第4四半期	床面	土師器	坏(墨書土器)	「主」			2/3	体部に墨書
	28	98号住居	3	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「主」			1/3	体部に墨書
	29	98号住居	7	—	床面	土師器	坏(墨書土器)	「内」?			4/5	体部に墨書
	30	101号住居	8	—	竈内	土師器	皿(墨書土器)	「王」(主か?)			4/5	底部内面に墨書
	31	101号住居	10	—	覆土中	土師器	皿(墨書土器)	「主」		底部	碎片	底部内面に墨書
	32	106号住居	13	10世紀第2四半期	覆土中	陶製(土製品)	陶製印			頂部欠損		
	33	109号住居	2	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「西寺」			1/2	体部に墨書
	34	109号住居	7	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	篆書体「天」		底部	碎片	底部内面に墨書
	35	110号住居	9	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「佛」			2/3	底部内面に墨書
	36	110号住居	10	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「佛」			2/3	底部内面に墨書
	37	116号住居	1	—	覆土中	土師器	坏(へう記号・灯明皿)		「井」		完形	底部内面にへう記号 口縁部内外面体部内面油煙付着
	38	116号住居	2	—	覆土中	土師器	坏(灯明皿)				完形	口縁部内外面油煙付着
	39	116号住居	3	—	覆土中	土師器	坏(灯明皿)				完形	口縁部内外面油煙付着
	40	116号住居	10	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「僧」			4/5	底部内面に墨書
	41	118号住居	24	—	覆土中	土師器	碗(墨書土器)	「得」			完形	体部に墨書
	42	121号住居	38	—	覆土中	土製品	硯			脚部片	碎片	
	43	122号住居	11	—	床面	土師器	甕(へう書)	「野」			4/5	体部にへう書「野」3箇所
	44	124号住居	12	10世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(へう書)	「上」		底部	碎片	
	45	2号建物	1	—	P6	土師器	皿(墨書土器)	「千」			3/4	底部外面に墨書、「千」を○で囲む
	46	3号建物	3	—	P6	土師器	坏(墨書土器)	「仁」		底部のみ	碎片	底部内面に墨書
	47	16号土器焼成遺構	6	—	覆土中	土製品	土馬			頭部から頸部	碎片	
	48	53号土器焼成遺構	21	—	覆土中	土師器	甕(へう書)	「有」	眉毛と目?	胴部	碎片	胴部にへう書

地区	No.	出土遺構	遺物番号	時期(遺構)	出土位置	種別	器種	文字	記号	遺存状況	遺存率等	備考
遠寺原	49	2号住居	27	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	覆土中	灰釉陶器	薬壺			口縁部、胴部一部欠損	2/3	折戸10号窯式並行期
	50	3号住居	5	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)		「○」	底部	不明	底部内面に墨書
	51	3号住居	9		覆土中	瓦器	瓦鉢			口縁部～胴部の一部	1/5	ロクロ成形
	52	7号住居	6	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	床面	瓦器	瓦鉢				3/4	非ロクロ成形
	53	7号住居	7		床面	瓦器	瓦鉢				完形	ロクロ成形、黒色処理
	54	8号住居	11	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	ピット内	土師器	坏(墨書土器)	「内」			完形	体部外面と底部内面に墨書「内」
	55	8号住居	14		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「田」		口縁部～底部の一部	1/5	底部内面に墨書
	56	8号住居	15		床下	土師器	坏(墨書土器)	「酒井」		口縁部の一部	1/10	体部外面に墨書
	57	11号住居	1	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	坏(灯明皿)				4/5	口唇部体部内面油煙付着
	58	11号住居	29		床面	土師器	坏(墨書土器)	「田」?		口縁部一部欠損	ほぼ完形	体部外面に墨書
	59	12号住居	6	8世紀第4四半期～9世紀2四半期?	—	土師器	坏(墨書土器)	「主」		底部の一部	碎片	底部内面に墨書
	60	16号住居	14	8世紀第3四半期	覆土中	須恵器	蓋(転用硯)			つまみ部、口縁部の一部欠損	4/5	つまみの貼り付け(欠損)、転用硯
	61	18号住居	2	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	坏(灯明皿)			口縁部～体部の一部	1/6	口縁部油煙付着
	62	18号住居	3		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土寺」		口縁部一部欠損	4/5	体部外面に墨書
	63	18号住居	17		床面	土製品	瓦塔			瓦塔屋根部	碎片	
	64	18号住居	18		床面	土製品	瓦塔			瓦塔屋根部	碎片	
	65	20号住居	1	9世紀第3四半期～9世紀第4四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「山」			2/3	体部外面に墨書
	66	20号住居	2		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「信」			ほぼ完形	体部外面に墨書
	67	21号住居	2	9世紀第4四半期～10世紀第1四半期	ピット内	土師器	坏(墨書土器)	「伎」			4/5	体部外面に墨書
	68	24号住居	2	10世紀第2四半期以降	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「口得」			完形	体部外面に墨書
	69	26号住居	3	8世紀第4四半期～9世紀初頭	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「寺」		口縁部の一部欠損	ほぼ完形	体部外面に墨書
	70	26号住居	4		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			完形	体部外面に墨書
	71	26号住居	5		覆土中	土師器	台付坏(灯明皿)				完形	口縁部油煙付着
	72	31号住居	5	8世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(ヘラ書)	「万得」		底部のみ	碎片	底部外面にヘラ書
	73	32号住居	20	10世紀第2四半期以降	竈内	石製品	丸鞆				完形	帯飾り具、止め穴3(6)箇所
	74	33号住居	1	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	坏(灯明皿)			口縁部～体部	1/6	口縁部内外面 体部外面油煙付着
	75	33号住居	19		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「田寺」?		体部	碎片	体部外面に墨書
	76	33号住居	20		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「井●」		口縁部	碎片	口縁部外面に墨書
	77	33号住居	21		壁溝内	土師器	皿(墨書土器)	「●宋●」		口縁部	碎片	口縁部外面に墨書
	78	33号住居	25		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「土(土?)寺」		口縁部～体部	1/8	体部外面に墨書
	79	34号住居	3	8世紀第4四半期～9世紀初頭	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「山寺」			1/5	体部外面に墨書
	80	34号住居	4		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				完形	口縁部油煙付着
	81	34号住居	5		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				完形	口縁部油煙付着
	82	34号住居	6		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				4/5	口縁部油煙付着
	83	34号住居	7		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/3	口縁部油煙付着
	84	34号住居	8		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/2	口縁部油煙付着
	85	34号住居	9		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/5	口縁部油煙付着
	86	34号住居	10		床面	土師器	台付坏(灯明皿)				1/7	口縁部油煙付着
	87	34号住居	12		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土家」			1/7	体部外面に墨書
	88	34号住居	13		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「家」			1/8	体部外面に墨書
	89	34号住居	24		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「万得」			1/6	体部外面に墨書
	90	34号住居	27		覆土中	土師器	碗(墨書土器)		「△」		1/6	体部外面に墨書
	91	34号住居	30		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「ノ」?			碎片	底部内面に墨書
	92	34号住居	45		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「土●」			1/3	底部内面に墨書
	93	34号住居	46		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「土」			碎片	体部外面に墨書
	94	34号住居	66		床面	須恵器	蓋(転用硯)				1/5	転用硯
	95	34号住居	74		床面	須恵器	甕(転用硯)				碎片	転用硯
	96	35号住居	2	8世紀第4四半期～9世紀2四半期?	覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/5	口縁部油煙付着
	97	35号住居	3		覆土中	土師器	坏(墨書土器・灯明皿)	「●寺」●は山か?			1/7	体部外面に墨書 口縁部油煙付着
	98	35号住居	4		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/6	口縁部油煙付着
	99	35号住居	7		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/6	口縁部油煙付着
	100	35号住居	8		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				4/5	口縁部油煙付着
	101	35号住居	13		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「大」			碎片	体部外面に墨書
	102	35号住居	16		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「井、土」			碎片	体部外面に墨書
	103	35号住居	20		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/7	口縁部油煙付着
	104	35号住居	24		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「僧」			碎片	体部外面に墨書
	105	35号住居	27		覆土中	土師器	皿(墨書土器)	○3つ			1/4	体部外面に墨書
	106	35号住居	39		覆土中	須恵器	坏(灯明皿)				1/3	口縁部体部内外面油煙付着
	107	35号住居	45		床面	須恵器	坏(墨書土器)	「家」?			碎片	体部外面に墨書

地区	No.	出土遺構	遺物番号	時期(遺構)	出土位置	種別	器種	文字	記号	遺存状況	遺存率等	備考
	108	36号住居	4	8世紀第4四半期～9世紀初頭	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「万得」			完形	底部外面に墨書
	109	36号住居	5		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/3	体部外面に墨書
	110	36号住居	6		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/3	口唇部体部内面油煙付着
	111	36号住居	12		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/8	体部外面に墨書
	112	36号住居	13		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土家」			碎片	底部に墨書
	113	36号住居	24		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「家」		口縁部一部欠損	ほぼ完形	底部外面に墨書
	114	36号住居	30		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「西」			不明	底部外面に墨書
	115	36号住居	37		覆土中	土製品	硯				1/5	風字硯
	116	37号住居	1	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「万富」?			2/3	体部外面に墨書
	117	39号住居	5	8世紀第4四半期～9世紀初頭	覆土中	土師器	坏(墨書土器・灯明皿)	「土●」●は家か?			1/3	体部外面に墨書 口縁部体部内外面油煙付着
	118	39号住居	6		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				4/5	口縁部体部内外面油煙付着
	119	39号住居	7		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/3	口縁部体部内外面油煙付着
	120	39号住居	8		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/3	口縁部体部内外面油煙付着
	121	39号住居	12		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/3	体部外面に墨書
	122	39号住居	21		覆土中	土師器	皿(墨書土器)	「万得」		口縁部一部欠損	ほぼ完形	底部外面に墨書
	123	39号住居	22		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				完形	口縁部体部内外面油煙付着
	124	39号住居	26		覆土中	土師器	台付坏(灯明皿)				4/5	内面油煙付着
	125	39号住居	31		竈内	土師器	坏(墨書土器)	「土家」			2/3	底部外面に墨書
	126	39号住居	33		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土家」			2/3	底部外面に墨書
	127	39号住居	34		竈内	土師器	坏(墨書土器)	「丁」			1/3	底部外面に墨書
	128	39号住居	35		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「井」			不明	底部外面に墨書
	129	39号住居	37		竈内	土師器	坏(墨書土器)	「家」			不明	底部外面に墨書
	130	39号住居	38		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/3	体部外面に墨書
	131	39号住居	44		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能「家」?			碎片	体部外面に墨書
	132	39号住居	49		覆土中	土師器	香炉蓋				1/10	孔1力所
	133	39号住居	63		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「家土」			1/2	体部外面に墨書
	134	39号住居	80		覆土中	須恵器	碗(転用硯)				1/3	転用硯
	135	39号住居	84		覆土中	須恵器	蓋(転用硯)				1/5	転用硯
	136	39号住居	88		覆土中	須恵器	皿(転用硯)				1/3	転用硯
	137	40号住居	4	9世紀第3四半期～9世紀第4四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「井」			2/3	底部外面に墨書
	138	41号住居	7	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	鉢				1/8	鉄鉢形、内外面黒色処理
	139	42号住居	2	8世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「●寺」●は西か?			3/4	体部外面に墨書
	140	42号住居	4		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/10	口縁～体部内面油煙付着
	141	42号住居	11		覆土中	須恵器	蓋(転用硯)				碎片	転用硯
	142	42号住居	12		覆土中	須恵器	甕(転用硯)				碎片	転用硯
	143	43号住居	1	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	坏(へう書・灯明皿)	「寺」			1/2	底部外面にへう書 口縁部体部内外面油煙付着
	144	43号住居	2		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/7	口縁部体部内外面油煙付着
	145	43号住居	15		覆土中	土師器	皿(灯明皿)				3/4	口縁部外面油煙付着
	146	44号住居	3	8世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「仕」			1/3	体部外面に墨書
	147	50号住居	3	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	篆書体「天」			4/5	体部外面に墨書
	148	50号住居	13		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「内」			1/10	体部外面に墨書
	149	15号建物	2	—	P4	土師器	坏(灯明皿)				1/8	口縁部内面油煙付着
	150	15号建物	3		P1	土師器	坏(灯明皿)				1/10	口縁部内面油煙付着
	151	15号建物	22		P4	須恵器	坏(墨書土器)	「家」			不明	底部外面に墨書
	152	1号土壇	1	—	—	土師器	坏(墨書土器)	「内」			完形	体部外面に墨書
	153	1号土壇	4		—	土師器	坏(墨書土器)	「内」			ほぼ完形	底部外面に墨書
	154	3号土壇	1	—	—	土師器	坏(墨書土器)	「信」			1/2	底部内面に墨書
	155	7号土壇	4	—	—	土師器	鉢				1/10	黒色処理
	156	グリッド出土	1	—	—	土師器	香炉蓋			つまみ部遺存	3/5	孔4力所
	157	グリッド出土	4		—	土師器	碗(墨書土器)		「○○」		不明	体部外面に墨書
	158	グリッド出土	6		—	土師器	器種不明(墨書土器)	「内」			碎片	口縁部に墨書

別冊資料 2

議題（2）光福寺の仏像の指定について

目 次

千葉県袖ヶ浦市光福寺仏像調査調書（光福 01、光福 02）

千手観音菩薩立像（光福 01）	1
妙見菩薩立像（光福 02）	19

像名：千手観音菩薩立像 1 体 報告書No.32-7

所在地：袖ヶ浦市三箇 2010 光福寺	Tel 0438-74-8181
住職名：佐藤 照方 師	指定等：無し
年代：平安時代後期	作者：不明
材質：木造 古色 彫眼	伝来：本堂右脇壇に安置。岩崎寺より移座されたとされる。
銘文等：台座裏に昭和 19 年の修理銘。	構造：一木造
実査：濱名、久保、京極、高橋	調査日：令和 4 年 7 月 20 日
像高：145.7	髪際高：127.8
耳張：16.8	面長：14.0
面幅：14.4	面奥：20.5
胸奥：18.0（中央）	腹奥：24.1
肘張：43.2（真手） 62.6（最大張）	裾張：32.1

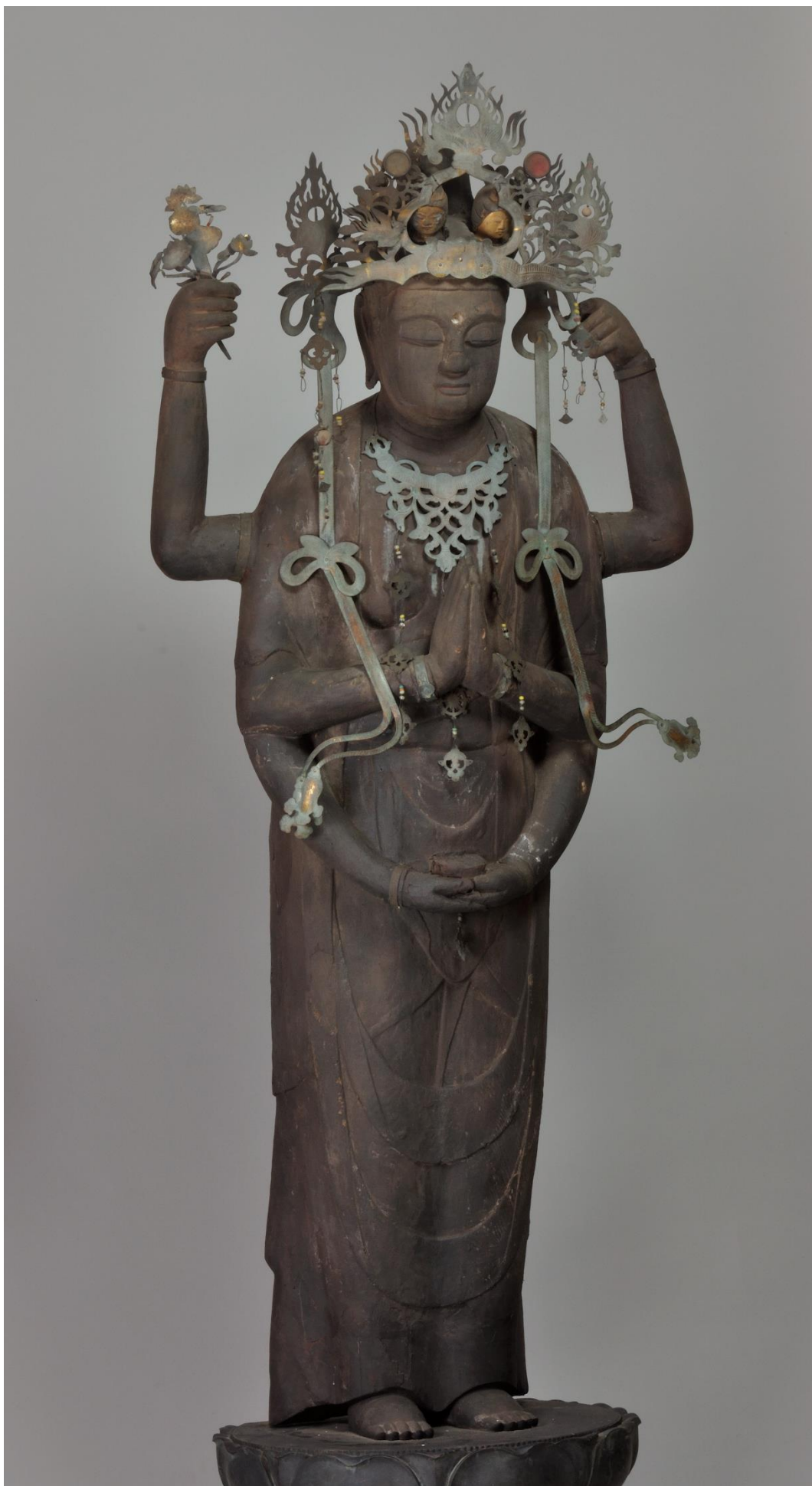
備考・所見

形状
頭に宝髻（比較的低い垂髻）を結う。天冠台（列弁文）彫出。天冠台上に頭上面を一行に現す（四面現存、加えて柄穴が六個遺る）天冠前飾（簪、冠繒付き）を着用する。天冠台下地髪は疎らに毛筋を彫る。白毫相を現す。面部温顔。耳朵環状。首に三道相を現す。 胸飾を装着。上半身には条帛を掛け回し、肩より天衣を掛ける。天衣は左右肘の内側を通り、膝前に上下二段に掛かる。真手は鳩尾高で合掌（合掌手）、第二手は真手の臂より分かれ、正面下腹部で掌を重ね、持物（宝鉢）を執る（宝鉢手）。第三手は両腕上腕部より出て臂を曲げ、掌を挙げて持物を執る（左持物亡失・右蓮華）。真手・第二手は腕釧、第三手は腕釧、臂釧を着用。下半身には裙を着用。裙は左を前に中央で合わせ、上端を一段折り返す。裸足で台座上に直立する。台座は返花・仰蓮よりなる。光背は円光背。
品質・構造
頭体幹部を堅一材（材不明檜カ）より彫出、内刳は無いものと思われる。上半身背面に別材（横三材カ）を刳ぎ寄せる（後補、当初の上半身背面は脇手が付随していたものと思われる）。真手・第二手は本体と同材より彫成。真手は手首先のみ別材製。第二手は前端を別材製とする。第三手は別材製で、左右とも臂先、手首先はさらに別材製と思われる。装身具は金銅製、瓔珞にはビーズを交える。下半身は背面に堅二材（杉材）を刳ぎ寄せている。前面は膝下に複数材（五材カ）を寄せていて、足もその材より彫成している。両足先、両足柄別材製。本体は全体に麻布貼りし、古色塗りとしている。台座・光背は寄木造。
状態
欠失部：白毫珠、脇手、頭上面六面（さらに頂上仏面一面も失っているものと思われる）、脇手、天衣遊離部。 後補部：頭上面四面、鼻先、両耳朵、装身具、体幹部背面、真手手首先、第二手前端、第三手、下半身下端前面、両足、両足柄。麻布貼り、古色塗り。台座・光背。
備考と考察
かつて岩崎寺の持仏であったと伝えられる。『袖ヶ浦市の仏像・仏具』では不空羼索観音立像とされているが、頭上面を十（あるいは十一）持つこと、さらに第二手が宝鉢手となることから、千手観音像が脇手を失ったものと見なすことができる（なお、岩崎寺の『什物改帳』（文政 6 年 1859）では当像は「本尊十一面観音像」と記されている）。一木造で内刳を持たない古様な構造、衣文線の浅く温雅な彫法から、作期は平安時代後期と考えられる。比較的厚みのある体軀、彫の深い目鼻立ちは古様だが、これは上総の平安時代後期の仏像には多く見られる特徴である。 岩崎寺は三箇に所在した光福寺の門徒寺であり、昭和 30 年 4 月に光福寺に合併されたとされる。台座天板裏の墨書銘は昭和 19 年 12 月 8 日のもので修理銘であるが、像前面下端や足、台座光背の補作はこの時のことと思われる。修復事業の主催者は岩崎寺第 64 世の寛舜師で、仏師は「浅草 真野辰三郎」が起用されている。当時の光福寺の住職は 55 世の義寛師と思われ、「寛」字を通字とした同じ法系の僧と推定される。その際、岩崎寺の方が世代数が多いことは注目すべきである。 県内の平安期千手観音像は少なく、私見の及ぶ限りでは、いすみ市善応寺、南房総市真野寺、館山市那古寺、木更津市間暗寺に所在するのみであり、間暗寺像以外は県・市の指定文化財となつて

いる。善応寺像（県指定）は像高 160.5 cm、真野寺像（県指定）は同 172.5 cmで当像より一回り大きい。頭体幹部を一木より彫成し、内刳も持たない構造など共通点は少なく無い。那古寺像（市指定）は像高 149.0 cmと当像とほぼ同規模である。一木造だが粗く内刳した後、背面に別材を矧ぎ寄せるとされるもので、構造は比較的当像に近い。一方、間暗寺像は像高 111.3 cm、当像と同じ榧材の一木造だが、割首を行い、さらに後頭部を割って内刳を施すなどやや手の込んだ構造となっているが、それは後世の仕業の可能性もある。当像はこれらと比較して同程度には当初部分を残している。



千手觀音菩薩立像（光福 01）正面



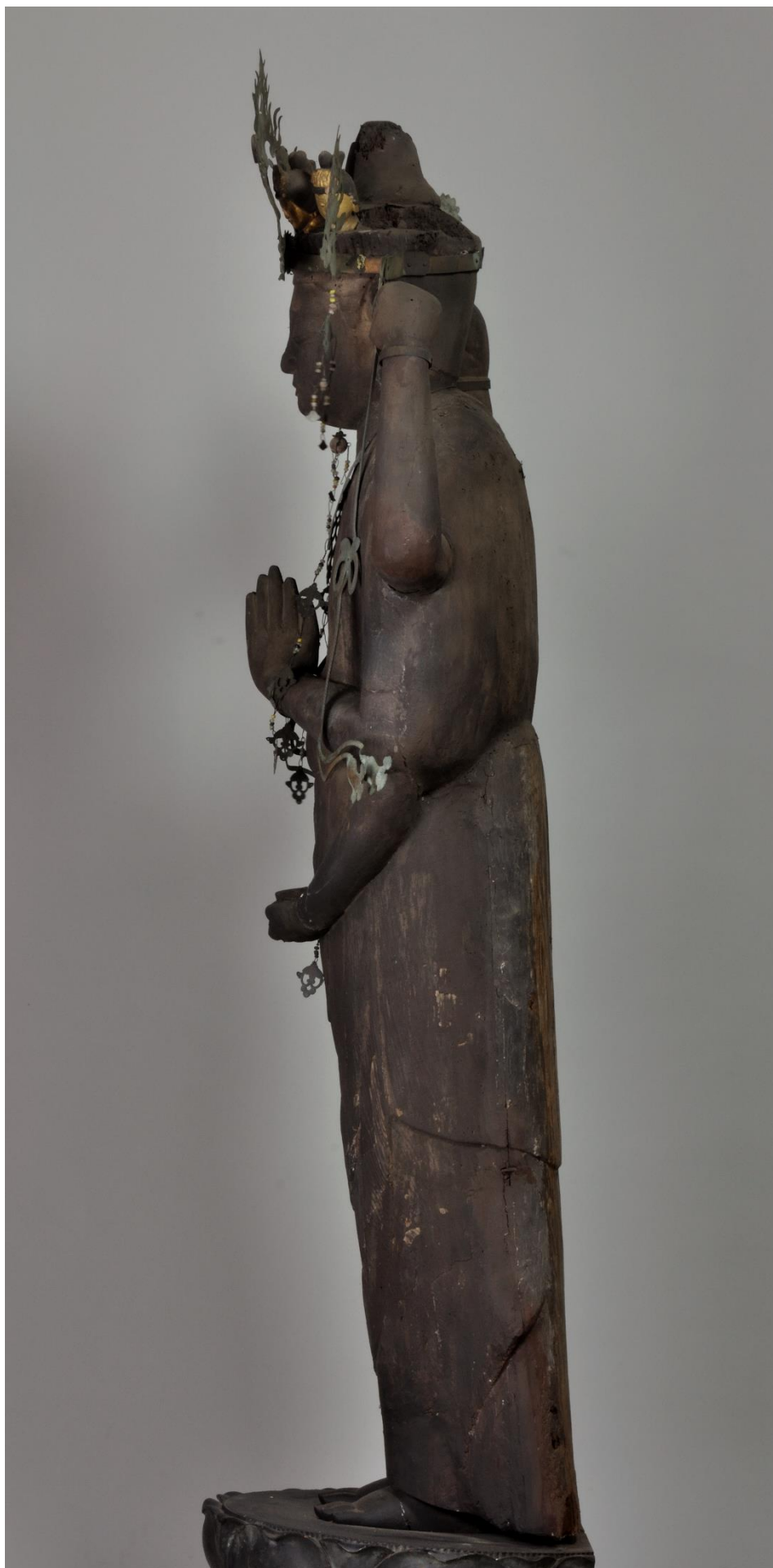
千手觀音菩薩立像（光福 01）右斜



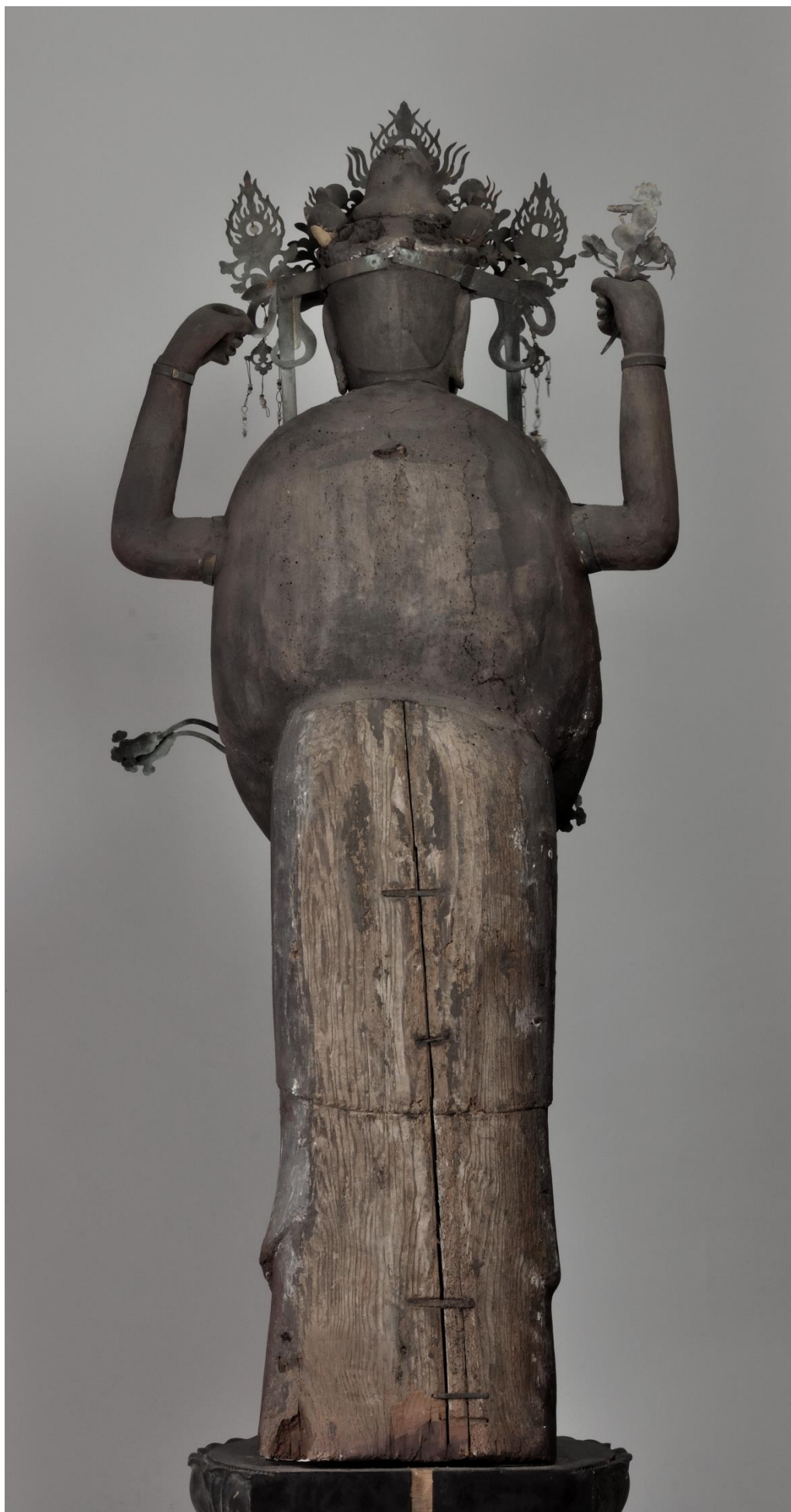
千手觀音菩薩立像（光福 01）左斜



千手觀音菩薩立像（光福 01）右側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）左側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）背面



千手觀音菩薩立像（光福 01）底



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭頂



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部正面



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部右斜



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部左斜



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部左側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部右側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部左斜後



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部右斜後



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部背面

像名： 光福 02 妙見菩薩立像 1 軀 報告書No.32-6

所在地：袖ヶ浦市三箇 2010 光福寺	TEL 0438-74-8181
住職名：佐藤 照方 師	指定等：無し
年代：南北朝時代	作者：不明
材質：木造 彩色 彫眼	伝来：本堂右脇壇に安置。
銘文等：左足柄に墨書銘。	構造：一木造
実査：濱名、久保、京極、高橋	調査日：令和 4 年 7 月 20 日
像高：39.2	髪際高：
耳張：6.3	面長：5.9
面幅：5.3	面奥：7.8
胸奥：8.6	腹奥：9.7
肘張：	裾張：14.1
足柄出：左 2.5 右 2.6	像底からの刎上：3.0

備考・所見

形状
頭髮は中央で分け後ろに流す披髮（背後は背中の中程まで）。白毫相を現さない。眉根を寄せ、目尻を吊上げる。口は軽く閉じる。耳朵不貫。首に三道相を現さない。 皮鎧（襟甲、肩甲、胸甲、表甲、下甲、背甲、前盾、脚甲）を着用、鳩尾高と腹高に帯を巻いて緊縛。上の帯は中央に吊り紐を持つ、左右は斜めに下がって両脇で腰帯と一体化する。腹帯には獅嚙を現す。上半身皮鎧の下を着衣不明。天衣を腰帯に絡める。下半身には袴と裙を着用。袴は膝下で足結する。沓を履く。両手亡失のため印相不明。左足をわずかに前に出して立つ。
品質・構造
頭体幹部を堅一材（檜材）より両足柄まで彫出、内刎は無い。両肩先別材製、雇柄（丸柄）にて接合する。彩色仕上。
状態
欠失部：両肩先、右足先内側（足柄も一部欠失）。左目上に虫食い穴が見られる。台座・光背亡失。後補部：表面彩色。
備考と考察
『袖ヶ浦市の仏像・仏具』では天部立像とされているが、革鎧を着用し頭髮を披髮とすることから妙見菩薩像と見なすことができる。その上、古記録によれば、当寺には門徒寺として三箇字荒久に妙見寺があり、さらに境内にも妙見堂（宮）が所在し、現在でも寺紋を九曜文とするなど妙見信仰が所在したことは明らかである。 檜の良材が用いられ、横に張り出した裙先端まで一材から彫成するなど贅沢な木取がされている。胸甲の菊座形の飾りや獅嚙、脚部の足結なども丁寧に鏤刻される入念の制作である。面貌にも精彩がある。体軀にはたっぷりした厚みがあり、正面観でやや寸胴な印象もあるが、側面観では抑揚もあり、全体のバランスは取れている。頭部がやや過大なのは千葉氏の伝承で妙見菩薩が 12～3 才の童子として示現したことを受けたものと考えられる。古様な一木造りとし、目を彫眼としたのも神像を意識した可能性がある。裙の処理にやや煩瑣なところが見られることから、作期は 14 世紀頃と推定することができる。 当寺には現在もう一体の妙見菩薩立像（以下光福 03）が伝来していて、この二体がどのような関係であるかは不明であるが、光福 03 が像高 27.9 cm と小像であることから、こちらが当寺境内の妙見堂（宮）に安置され、当像は妙見寺の本尊であったと見なすのが穏当であろうか。 左足柄外側の墨書銘は「泰心不^カ口」と読める。造像時の銘と思われるが意味不明である。 鎌倉時代後期、小櫃川中流域を横田氏など千葉氏化した角田氏一族が支配したことは先学の指摘するところ（野口実「中世東国武家社会における苗字の継承と再生産」『鎌倉』83 号）、『袖ヶ浦市史』によると市内にはかつて妙見信仰に関連した社寺が 15 ヲ所所在したことが判明している。これらの全てが中世に遡る創建か否かは判然としないが、当像などはそうした中世の妙見信仰の遺産と見なすことができる。

袖ヶ浦市内の妙見信仰関係社寺（含む廃寺）

No.	社寺名	現主祭神	祭神像	所在地	備考
1	神明神社	天御中主命		今井 2157	
2	大竹神社	天御中主命		大竹 496	明応 2 年の棟札より、日蓮宗本泰寺に属したことが分かる。明応 2 (1493) 年建立の妙見社であったとの伝承有り。
3	横田神社	伊邪那美命		横田 2470	横田妙見と通称される妙見社、千葉秀胤創建との伝承有り。
4	台神社	天御中主命	妙見木像	上泉 822	
5	阿部神社	天御中主命	石造妙見菩薩像	阿部 19	写真有り、延宝六年造像。別当真言宗寺清浄院。真里谷武田氏の家臣阿部重常勧請の伝承あり。
6	御中主神社	大己貴命	妙見神像がご神体として祀られている。	三ツ作 1843	
7	大和田神社	天御中主命	妙見神と考えられる亀に乗った神像	上泉 542	宝永元 (1704) 年創建とされる。
8	宮田神社	天御中主命	亀の背に乗る木製神像	下宮田 93	妙見宮、阿部村清浄院の支配を受けた。宝永 6 (1709) 年創建と伝えられる。
9	野里神社	天御中主命	二匹の亀の上立つ妙見像	野里 742	文和年中 (1352～56) 鑄造の鰐口がかつて所在。
10	光福寺			三箇	真言宗、境内に妙見宮、稻荷社を祀っていた。
11	妙見寺			三箇	光福寺末門徒寺
12	玉蔵院			三ツ作	真言宗延命寺末、妙見社、八幡社、大宮大明神を支配。
13	常福院			上泉	真言宗延命寺末、妙見社別当。
14	光明寺			川原井	真言宗光福寺末、山号は妙見山、天暦元 (947) 年創建、文亀元 (1501) 年再興。
15	妙見寺			野里	真言宗延命寺末、本尊薬師。明治に廃寺となる。



妙見菩薩立像（光福 02）正面



妙見菩薩立像（光福 02）右斜



妙見菩薩立像（光福 02）左斜



妙見菩薩立像（光福 02）右側面



妙見菩薩立像（光福 02）左側面



妙見菩薩立像（光福 02）背面



妙見菩薩立像（光福 02）頭頂



妙見菩薩立像（光福 02）底



妙見菩薩立像（光福 02）頭部正面



妙見菩薩立像（光福 02）頭部左斜



妙見菩薩立像（光福 02）頭部右斜



妙見菩薩立像（光福 02）頭部右側面



妙見菩薩立像（光福 02）頭部左側面



妙見菩薩立像（光福 02）頭部背面



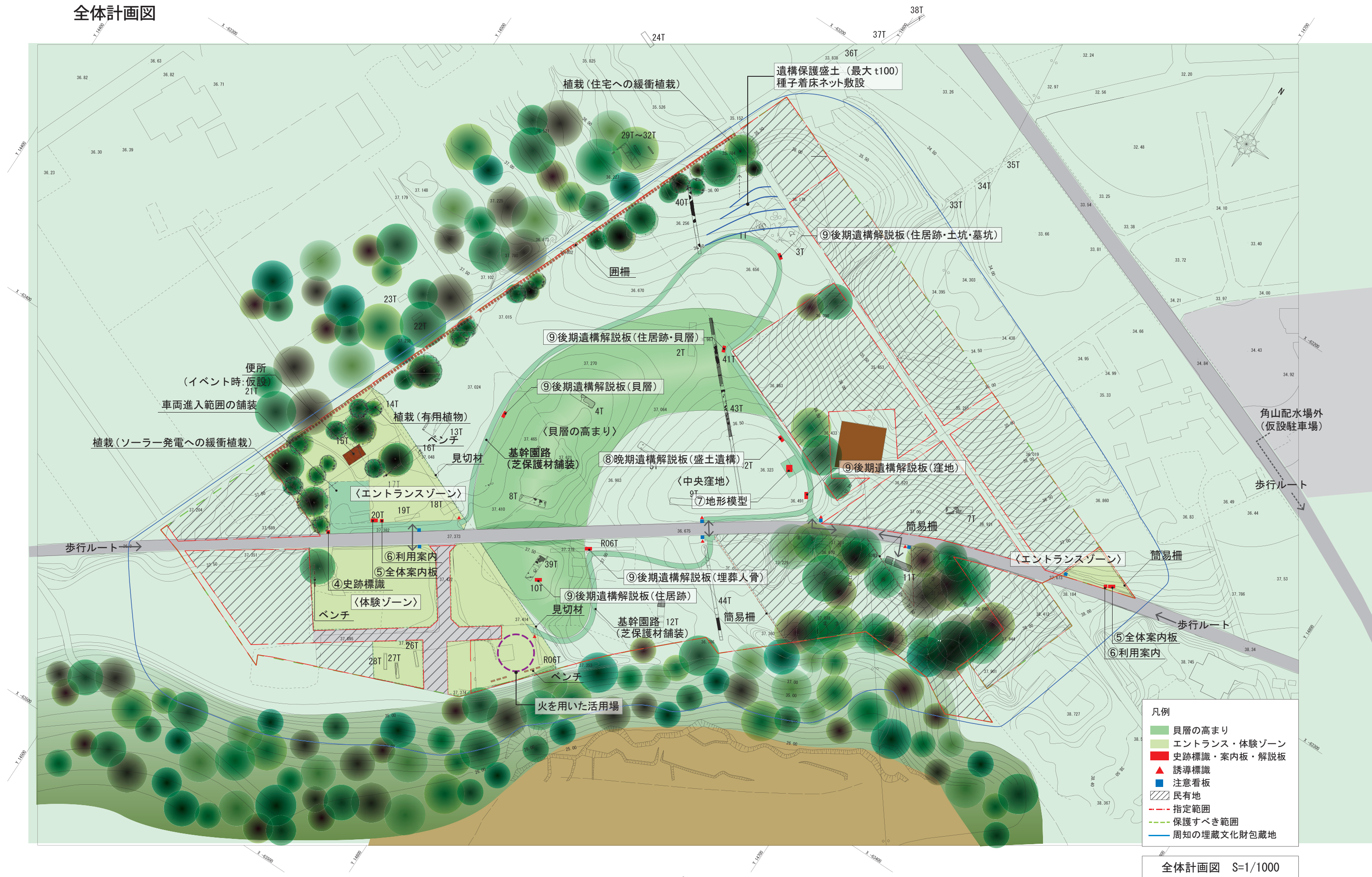
左足柄外側の墨書銘（赤外線）



左足柄外側の墨書銘（赤外線）（接写）

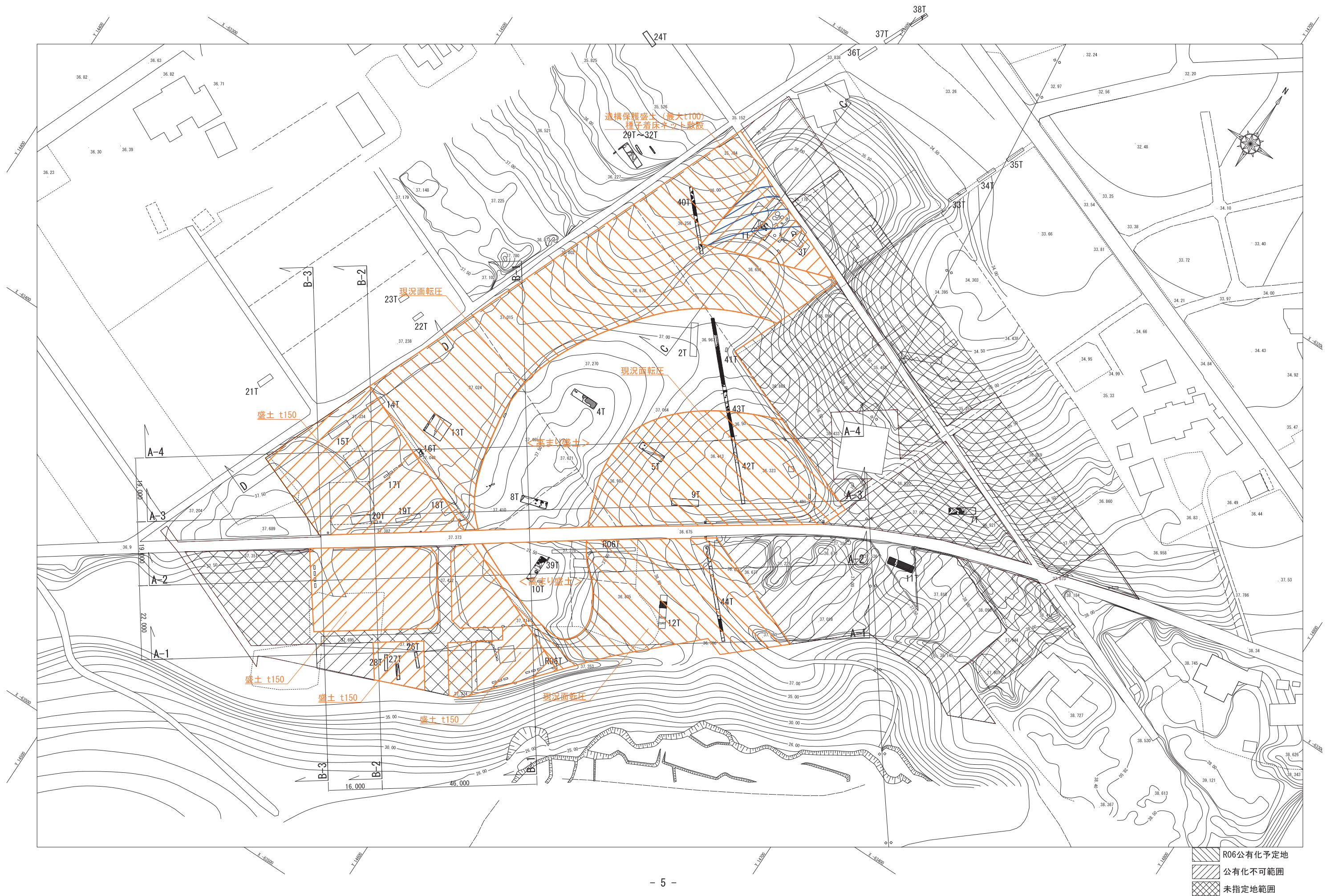
令和 6 年度 山 野 貝 塚 整 備 基 本 設 計 (案)

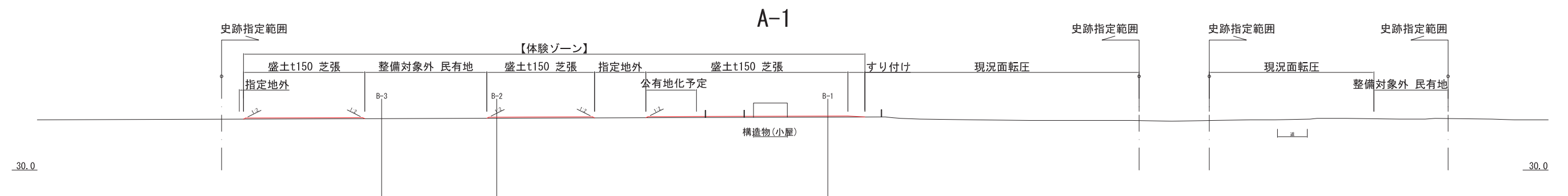
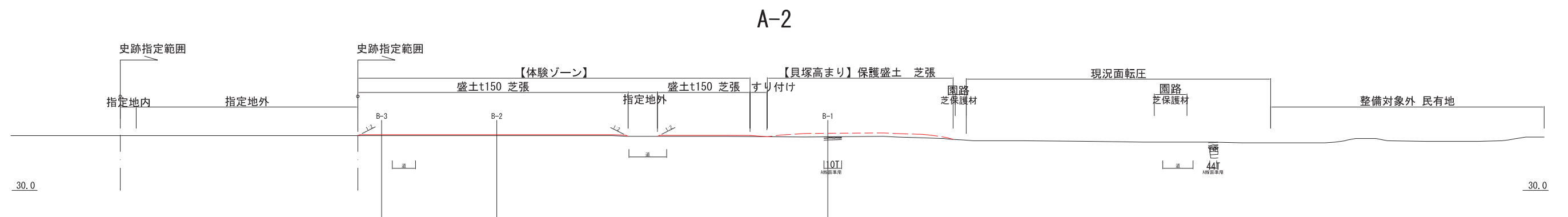
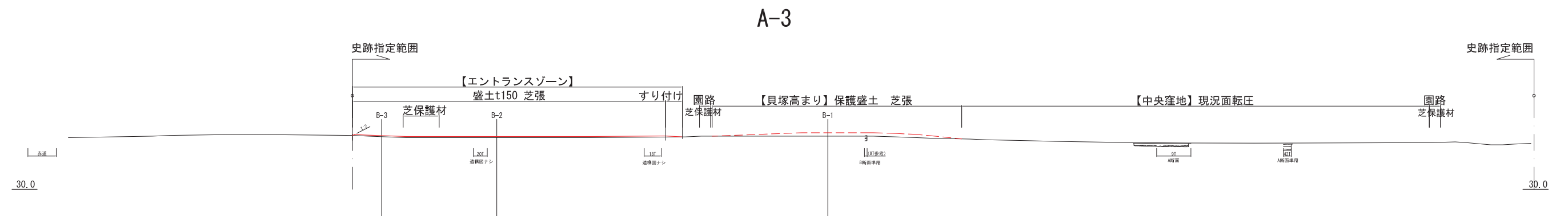
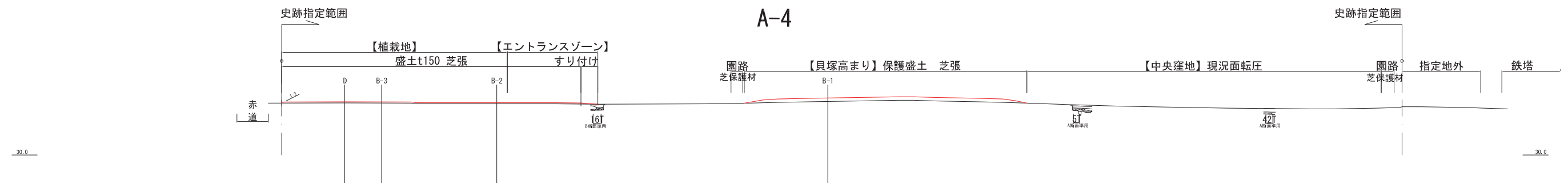
全体計画図

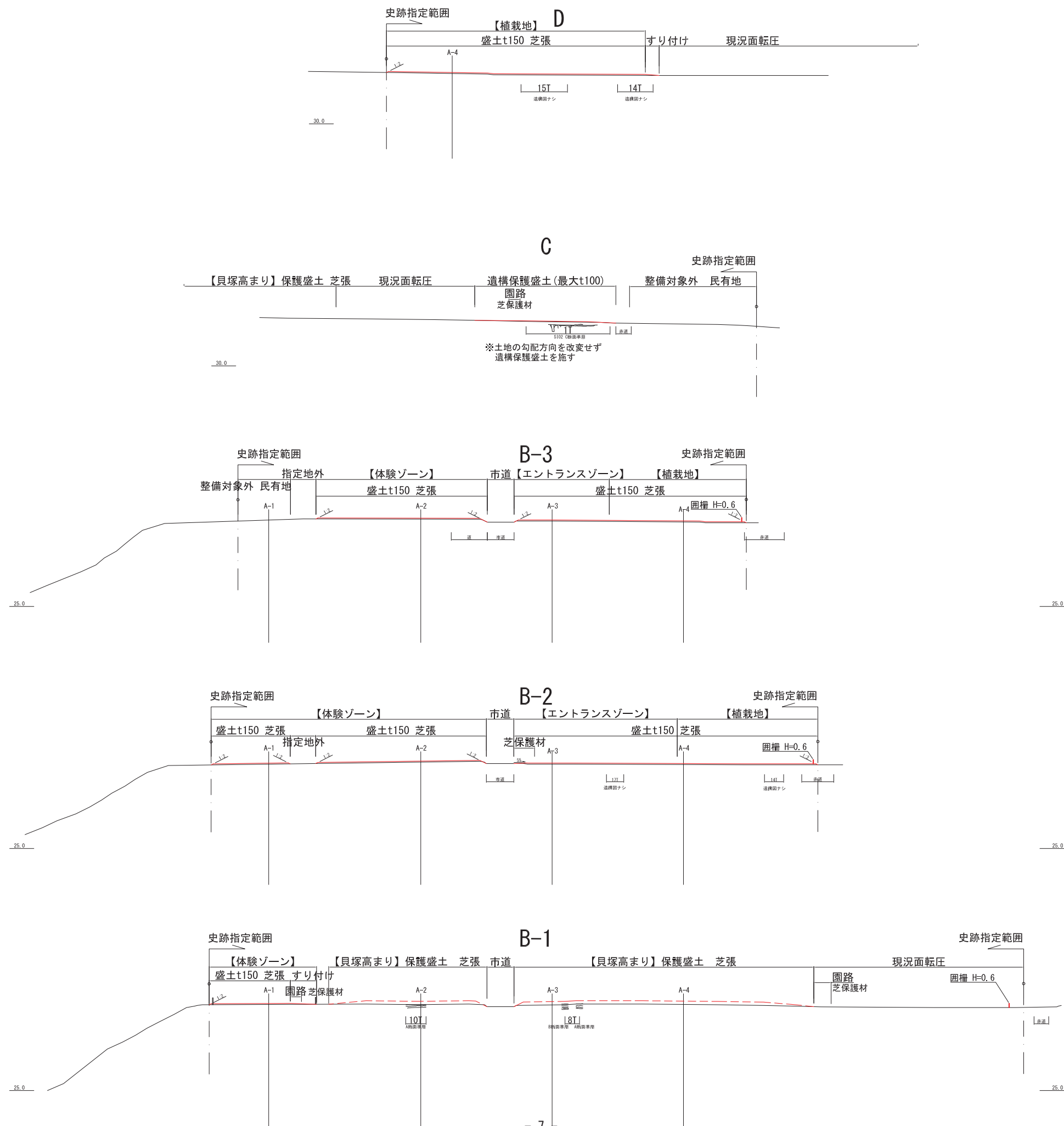




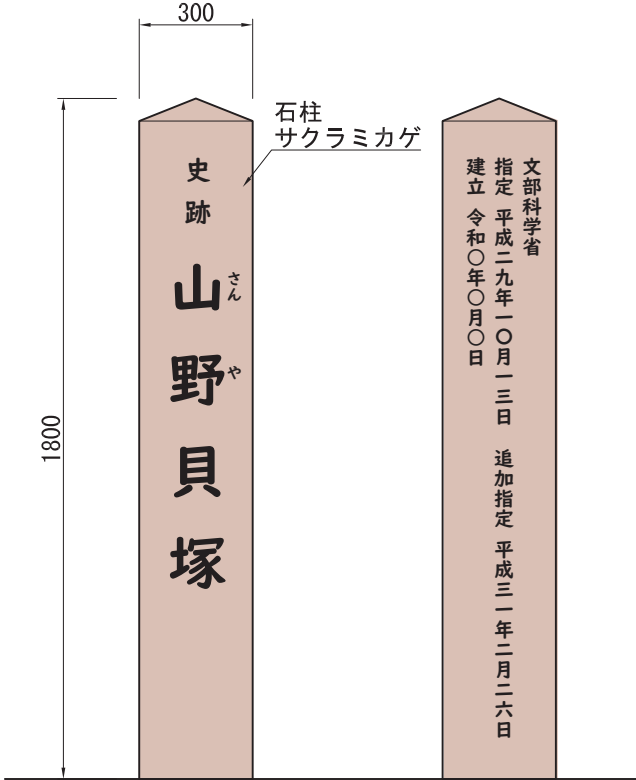
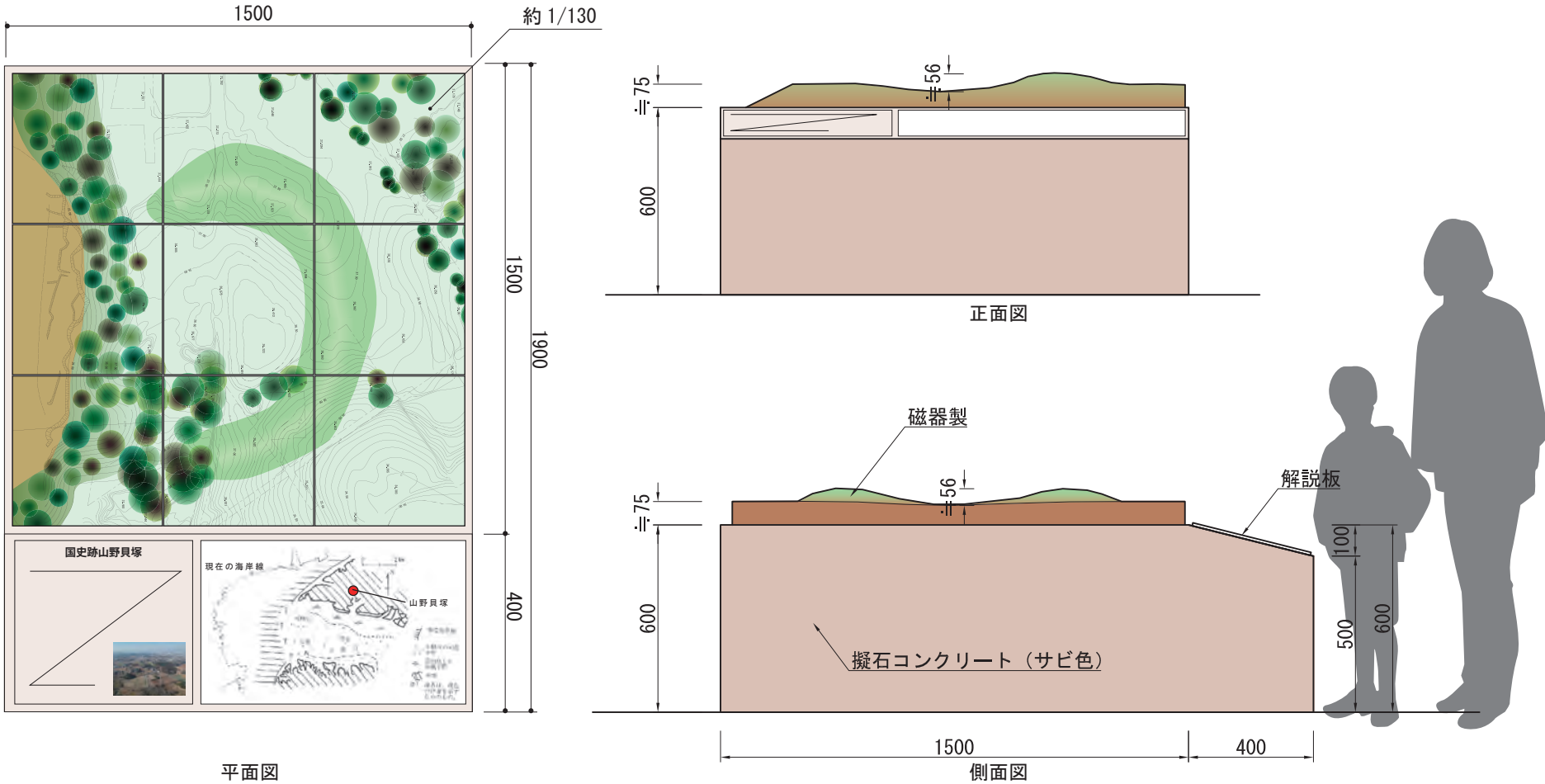
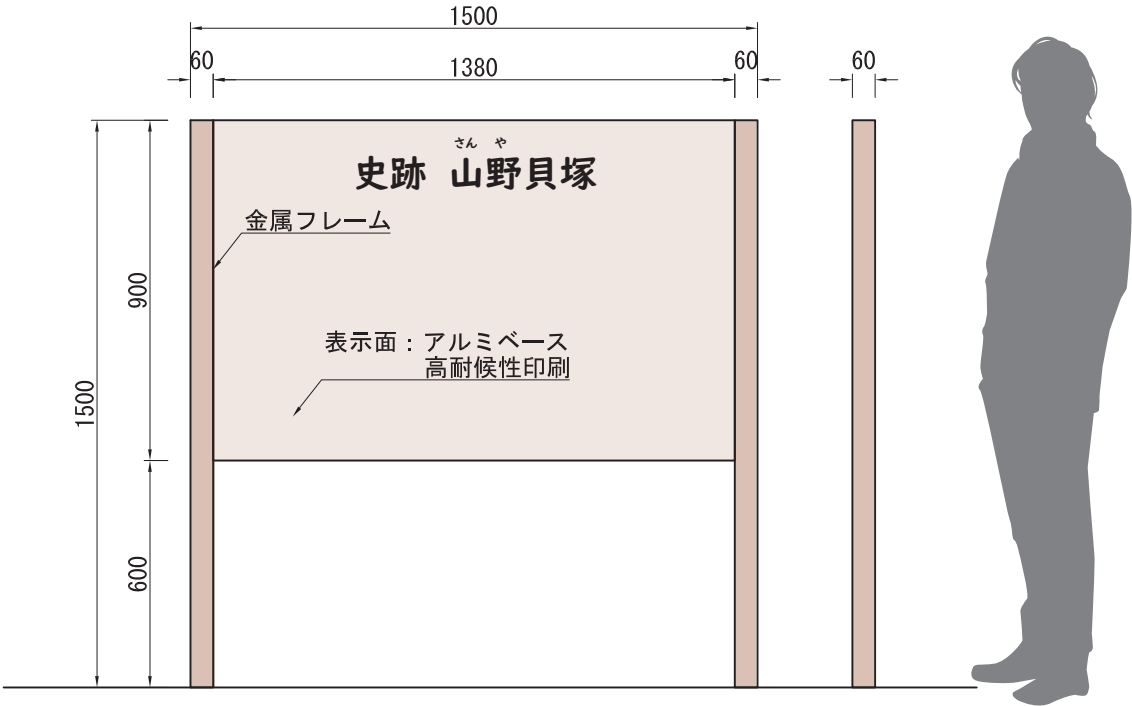
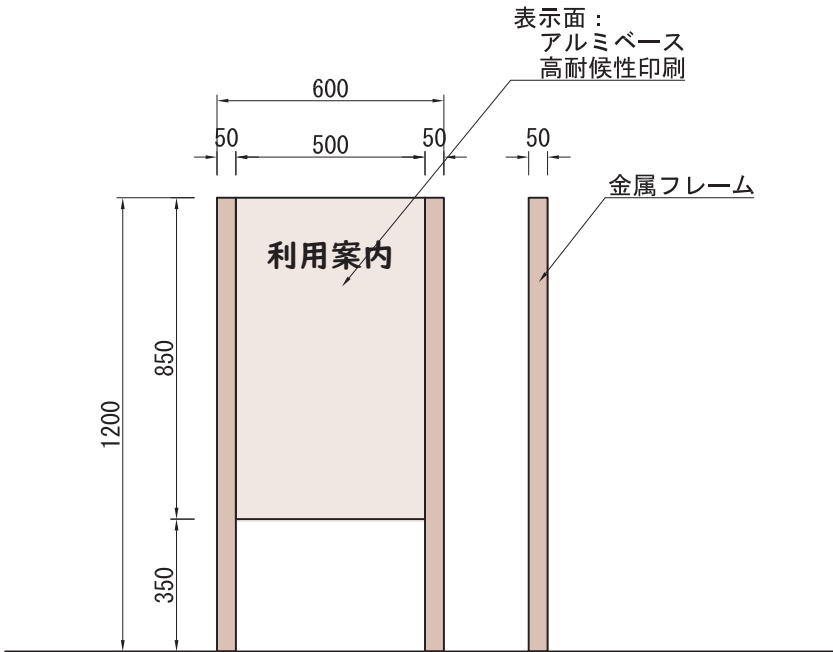










標 柱 S=1/20 (A3)	地形模型 S=1/20 (A3)
	
全体案内板 S=1/20 (A3)	利用案内板 S=1/20 (A3)
	

遺構解説板 S=1/20 (A3)	誘導標識 S=1/20 (A3)
注意看板 S=1/20 (A3)	- 11 -

ベンチ S=1/20 (A3)	芝保護材（園路用） S=1/20 (A3)
座板： 合成木材 105X30 六角穴付化粧小ネジ M6 SUS 座板： 合成木材 105X30 フレーム： 40ASGP 脚： アルミ押出化粧材 ベースPL-4.5 座板： 合成木材 105X30 フレーム： 40ASGP 脚： アルミ押出化粧材 ベースPL-4.5	野芝+保護材敷設 505×505
囲 柵 S=1/20 (A3) クレモノロープ鉄芯入φ10 樹脂製杭φ55 L1200	芝保護材（車両進入範囲） S=1/20 (A3) ブロックテクタ BT-B同等品 芝張（野芝） スクリーニングス t30 路盤RC-40~0, t100